

平成30年第4回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (6月6日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
一般質問	6
北 條 利 雄 君	6
宗 田 雅 之 君	23
関 根 政 雄 君	31
遠 藤 貴 人 君	46
前 田 武 久 君	52
報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑	56
議案第52号～議案第53号の上程、説明、質疑、採決	57
議案第54号～議案第55号の上程、説明	59
議案第56号～議案第59号の上程、説明	60
散会の宣告	66

第2号 (6月8日)

議事日程	67
------	----

本日の会議に付した事件	6 7
出席議員	6 7
欠席議員	6 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 8
職務のために出席した者の職氏名	6 8
開議の宣告	6 9
議事日程の報告	6 9
議案第 5 4 号～議案第 5 5 号の質疑、討論、採決	6 9
議案第 5 6 号～議案第 5 9 号の質疑、討論、採決	7 0
陳情第 1 号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	7 1
日程の追加	7 2
発議第 2 号の上程、採決	7 3
閉会中の継続審査申し出について	7 3
閉会の宣告	7 4
署名議員	7 4

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成30年第4回鮫川村議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 5 報告第 3号 白河地方土地開発公社の経営状況について
報告内容の説明・質疑
- 日程第 6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（鮫川村税条例等の一部を
改正する条例）
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 7 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度鮫川村一般
会計補正予算（第1号））
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 8 議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第 9 議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
提案理由の説明
- 日程第10 議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）
提案理由の説明
- 日程第11 議案第57号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）
提案理由の説明

日程第12 議案第58号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

日程第13 議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	鏑木重正君	農林商工課 併任農業委員会事務局長	渡邊敬君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから平成30年第4回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。

次に、議員派遣及び出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。5月23日、福島県町村議会広報研修会のため、議員7名を郡山市に派遣しました。

出張関係であります。4月6日、平成30年度第1回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、5月18日、第68回県南地方植樹祭のため議長が中島村に、5月28日から29日、平成30年度町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都千代田区に、6月4日、福島県町村議会議長会平成30年度定期総会のため議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

これで諸般の報告は終わります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第4回鮫川村議会定例会の開催に当たり、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

ことしの田植え時期の天候は降雨も適度にあり、代かきも田植えも順調に進みました。地球温暖化の影響かと思われませんが、近年、5月初めの連休中に田植えをする人が多くなってきたようであります。

さて、議員の皆様方には、小学校の運動会、そして27日の館山公園の草刈りボランティア作業にご協力、ご参加をいただきまして、ありがとうございました。ことしの草刈りボランティア作業には、いろいろな行事が重なったせいか、参加者が40名という数ではありましたが、今後も継続して館山公園の立派な公園としての整備に努力してまいりたいと思いますので、皆様方の協力をお願いするところであります。

次に、5月の大型連休中の鮫川ふるさと春まつりは、降雨のために一部のイベントで順延されるということもありましたが、まずまずの出入りとなりました。各種団体の奮闘に敬意を表したいところであります。さざり荘には、3日には385人の入浴者、4日には434人、5日には331人、そして6日、最終日には176人の利用客がありました。大変うれしい限りであります。

次に、鮫川村消防団が6月2日に会津若松市で行われました県下消防大会において、晴れの第66回民報金ばれん賞を受賞いたしました。鮫川村にとりましても、大変な名誉なことであり、消防団員はもちろんであります。村民の皆様とともに大きな喜びとするところであります。さらなる防災意識の高揚を図り、安全で安心な村づくりに努めてまいるところであります。

次に、平成29年度の村税についてであります。大変厳しい環境のもとで納税取り扱い分につきましては、納税組合の取り扱い分です。全て継続完納61カ年を達成することができました。完納に向けてご協力いただきました区長さん初め副区長さん、皆さん方に御礼を申し上げます。

そして、今議会に提案している議案についてであります。報告案件が2件、専決処分の

承認を求める案件が2議案、条例案件が2議案、平成30年度の会計の補正予算、一般会計等3つの特別会計、この会計関係が合わせて4議案、合計8議案と2件の報告案件であります。十分にご審議いただき、提案させていただきました原案に賛同賜りますようお願いを申し上げます、挨拶といたします。

○議長（星 一彌君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 北 條 利 雄 君 及び

5番 関 根 英 也 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る5月25日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議をいたしました。

本定例会の案件は、報告2件を含む村長提出議案8件であります。このほか陳情がありました臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書については、所管の産業厚生常任委員会へ付託をいたします。

次に、一般質問ですが、5名の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期につきましては、本日6月6日から6月8日までの3日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い

い申し上げまして、報告といたします。

○議長（星 一彌君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月8日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（星 一彌君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（星 一彌君） 3番、北條利雄君。

〔3番 北條利雄君 登壇〕

○3番（北條利雄君） 3番、北條でございます。私は今般の定例会におきまして、3点についての一般質問をいたします。

まず、質問の第1点は、高齢者のICT、情報・通信に関する技術の総称ですが、これを通じた活用を学ぶ機会についてであります。

団塊の世代のリタイア、いわゆる引退が加速するにつれ、定年後の高齢期に生きがいを持って過ごすことが人生の重要なテーマとなってきたと思います。長寿化が進み、高齢社会の到来とともに、高齢者が地域や社会を支える担い手として地域活動に参画していくことは、高齢者自身の生きがい創出や地域の活力増進にとって必要であります。

地域の特性に合った魅力的な高齢者就業や社会参画の視点から、本村でも具体的な取り組みを後押しする必要があると考えます。地域に密着したきめ細かなマンパワー、労働力や仕事などに投入できる人的資源ですが、これらによって形成されているネットワーク、複数のコンピューターを接続して相互に通信できるようにした状態ですが、これらを活用するというものであります。

ICT機器を活用した見守りサービスや脳トレなどの介護予防の取り組みが始まっており

ます。ICT機器の活用は、元気な高齢者であり続ける活力となることも期待できます。若い人は日常生活を通じてICTを学ぶ機会も多いのですが、将来的にICTを活用したサービスが普及したとしても、利用できない高齢者の方は情報弱者となるおそれがあります。

そこで、お伺いいたします。地域包括ケア、これは、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしをし、人生の最後まで続けることができるように、住まいとか医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されるシステムであります。この枠組みの中で「自分でできることは自分で行う（自助）」の観点からも、今後は、高齢者みずからがパソコンやタブレット端末、タブレット端末は平板型でキーボードはついておりませんが、液晶の画面に指先を当てながら操作するタッチパネルでございます。これらを利用できるようになることが重要であると考えます。本村の高齢者がICTの活用を学ぶ機会はどのような状況にあるのか、今後これらの取り組みを行う予定や計画があるかについてお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の最初の質問、高齢者のICTを通じた活用を学ぶ機会についての質問にお答えを申し上げます。

本村では、平成6年度に、公民館事業の学校開放講座として開催しましたパソコン講座が、村民にICTを学ぶ機会を提供した初めての取り組みであったと思います。以来、平成12年度までは学校開放講座のパソコン講座として開催し、13年度からはIT講習会、22年度からはICT講習会として、平成24年度までの19年間にわたり継続をして開催いたしました。この間、多くの村民にパソコンの基本操作やエクセルやワードの使い方、インターネットの利用の仕方などを学んでいただいたものと思います。近年、パソコンやインターネットに興味のある人たちには既にスキルを身につけていることや、日常生活の中ではパソコンより携帯電話やスマートフォンを利用することが多いライフスタイルに変化したこと、また、必要なときは民間のパソコン教室で学ぶことができるなどにより、受講者の減少もあって、平成24年度を最後にICT関連の講習会等は村では実施しておりません。

北條議員がご指摘のように、全国にはICT機器を活用して介護予防に取り組んだり、福祉サービスを提供している自治体もございます。これらのサービスを利用するためには、高齢者であってもみずからICT機器を操作したりすることが必要ですが、本村の場合は、今

のところそのようなICT機器を活用したサービスの提供は計画しておりませんので、高齢者向けのICTを学ぶ機会の提供についても計画はございません。

また、ICTを活用した機器にもいろいろあると思います。本村でも実施している高齢者の見守りのための緊急通報装置もICTを活用した機器の一つであろうと思います。特段、訓練しなくても誰でも操作できるような仕組みになっています。本来、サービスに活用するためのICT機器は、特段の学習や訓練等の必要もなく、誰でも簡単に操作できるものでなければ高齢者にとっては利用しにくいし、利用できないと思います。

北條議員のおっしゃるとおり長寿社会の現在、幸せな人生を送るためには高齢期の生き方が重要なことは論をまたないところであります。人にはそれぞれにさまざまな生きがいがあり、一つの型にはめることはできないと思います。もちろんICTを活用することに幸せを感じる人もいれば、そうでない人もいます。ただし、地域包括センターケアシステムの中で掲げられている住民参加の福祉社会の実現をしていくために必要な、自助、互助、共助、公助の取り組みの中で、自分のことは自分でする自助のためのツールとして、ICT機器を活用したいという人が、そのために学習したいという者に対してはそのような機会が、もちろん学ぶ機会です、あってもよいのではないかと思います。

また、インターネット、SNSには、本人が予想もしていない危険があることも事実であります。誤った使い方をすればトラブル等にも巻き込まれたり、思わぬ損害をこうむったり、取り返しのつかない事態が生じることもあります。そのようなことも含め、ICTの安全な活用法について学ぶ機会の提供については今後検討してまいりたいと思います。

以上で、3番、北條議員の最初の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ICT、パソコンもそうですがタブレットも普及し始めて、高齢者の方の中にはタブレットも運用している方もいらっしゃいますけれども、先日このような記事を見かけております。ご存じの方もいらっしゃると思うんですが、昨年5月1日付でiPad 500万台を日本の高齢者に配付していきますという記事であります。これはアップルとアイビーエム、システムの開発運営会社ですが、日本郵政と一緒に実証実験をやるということでもあります。この実証実験としては、1つは見守られているという安心、それから生活をサポートしてもらえるという便利、それから地域社会とのつながりという3つの観点から、孤独を防ぐためのICTの利活用を併用した、先ほど村長がおっしゃった見守りサービス、それから買い物難民への対策として、イオングループなどの協力による自宅で申し込む買い

物支援サービス、それから自治体と連携した地域情報サービス、それと警備会社との協力による駆けつけサービス。このようなサービスを実験用としてやるということで、この情報システム提供会社、それから日本全国にある日本郵政公社がこれらの実験をもう早めにやって、日本全国に広げていきたいということが始まっています。

これらも含めて、鮫川はICTのパソコンもそうですが、しばらくそういう機会がないみたいですが、やはりタブレットも高齢者が簡単に操作するというのが当然必要なわけですが、このようなやつでICTの機器を利用できるようにする機会、学習する機会が必要ではないかと思います。全国の中では、認知症の予防のためにも脳トレ教室を開催している自治体もごさいます。これらはタブレットを使いながら脳トレを行っていくということで、かなり効果があるという話がありますので、これらも含めると、やはり高齢者だからパソコンができない、タブレットができない、運用ができないということじゃなくて、指導なり勉強する機会があれば、やはりできるんですね。

そういうことを考えると、これからの時代、やはり操作できないということじゃなくて操作しながら、時代に適応した、iPadも含めた活用をぜひやっていただきたいし、先ほど村長が言ったように、これからそういう機会を設けるよう努力していきたいというお話でしたが、ぜひ、全国的な動き、それから鮫川のICTの活用も含めてもうちょっと検討いただいて、ぜひ実現していただきたいと思いますので、もう一度村長の答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村ではまだまだそういった環境には、私はなっていないと思います。それこそ2025年、団塊の世代の皆さん、昭和二十五、六年生まれの人です、1950年あたりに生まれた人たちが後期高齢者になる時代になると、そういった需要が増すのではないかと思います。今のところ、部屋でパソコンを打っているよりは、青空の外で鮫川村の大自然に触れて高齢者同士で活動したほうが、私はぼけ防止にはなるのではないかと、そういう思いでおります。そして、高齢者にそういった補助金のような質問を受けたこともありません。何かそういう相談があったときには、それはそれで対応しなくてはならないそういった人たちもいるのかなと思います。まだ今のところ、そういうことは感じられませんので、しばらく様子を見ながら対応していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） タブレットとかパソコンをできるかできないかじゃなくて、やはり時代の流れとして、そういう機会がもう必要なときになってきているんですね。だから、高齢

者の家庭でも、そういう情報機器を活用する時代になってきているという、入り口から実用化されることになってきていますので、鮫川の小さな過疎地域だから高齢者が運用できない、活用できないということじゃなくて、やはりそういう機会が出てきたときに、すぐ対応できるように、そういう部分では高齢者の生活サポートをぜひ考えていただきたいと思います。

これらの情報とか要望がなかなかないということですが、全国的にはそういう動きにもなっているし、やはり高齢者の孤独世帯も多くなってございます。そういう部分で、見守りも含めて、それから買い物弱者も含めて、やはりそういうものを活用しながら、簡単に連絡しながら、行政も対応する時代になってくるんだろうと思いますので、今後これらも含めて、高齢者に対するICTの活用、それから学習の機会をぜひ設けていただきたいと思います。

もう一度村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどの中で、買い物の弱者支援対策事業、こういったことを考えましたときに、買い物に出られない年寄りもいるわけですね。こういったときには、例えば今、村では「すまいる」でこの対策はしているんですけども、「すまいる」商店が自助努力でそういったスマホというの、タブレットを利用者に教えて店を利用してもらい、生活に満足感を与えてもらい、買い物も楽に配達してもらい。こういった対策は、こういった事業所まで考えてもいいのかなと思っております。私はそういった不自由者、支援が必要な人たちのための店が自助努力でできないかな、今、補助金の再質問の中で感じられました。それよりは、本当は地域で皆さんが助け合って、じいちゃん、ばあちゃんを店まで連れてくるのが一番なんですけれどもね。そういったことができない環境にもこれからなると思います。今のうちは隣近所で助け合って、「すまいる」まで、じいちゃん、ばあちゃんは乗っけていく。こういった共助が私は大事ではないか、そういう愛情にあふれた村づくりが、目指す村づくりであろうと思っております。ですから、そういったこともあわせて考えていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） こういうICT、情報データはすぐやるというのは、なかなか難しいんだと思うんですが、そういう全国的な動きもあるし、自治体も動いているという状況、それから情報提供会社のアイビーエムとかそういうところ、それから日本郵政公社も含めて、やはりそういうのが必要だからこそ動いているわけですね。ですから、やはりこういう動きも踏まえて、これからそういう機会があれば、ぜひ鮫川村も検討していただきたいと思います。

思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移りたいと思ひます。

次に、質問の第2点でございます。第2点は、介護人材確保・定着・育成についてであります。

高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっております。国によれば、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、約38万人の介護人材の不足が生じると推計されております。本村においても高齢化率は今後も上昇が見込まれております。介護需要がさらに拡大することが想定されることから、継続的な取り組みが必要であります。

特別養護老人ホームや老人保健施設、介護事業所を訪問させていただきました。どこでも、人材が足りない、人材が集まらない、職員の離職が多い、スタッフが高齢化しているという声が共通しており、その深刻さを実感いたしました。さらに、介護事業所への介護報酬が引き下げられ、総合事業でさらに報酬単価が下げられるなど、介護事業所としての構造的な問題が生じてもおります。

本村でも、介護人材のさらなる確保と質の向上が必要となります。これまでの取り組みを強化することはもちろん、介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことが求められております。

介護職員のスキルアップ、いわゆる腕前や技術力を高めることですが、それと働きやすい環境づくりのさらなる促進のための取り組みに関する情報の提供が必要であります。不足する介護人材の確保に当たっては、人材の新規参入を促す「確保」、介護職について人材が長く働けるように支援する「定着」、そして介護人材の質の向上を図る「育成」の3つの側面から総合的に取り組むことが重要と考えております。その取り組みについてお伺ひいたします。

1つは、介護人材の確保であります。不足する介護人材を確保するため、介護の仕事の魅力向上を図るなど、人材の新規参入の促進、潜在有資格者の掘り起こしなどをどのようにされているのか。

2つ目は、介護人材の定着であります。介護職について人材が長く働くことができる、いわゆる介護職のキャリアアップ、いわゆるより高い資格・能力を身につけることですが、これらへの支援や働きやすい環境づくりなどの事業者への支援をどのようにされているのか。

3つ目は、介護人材の育成であります。拡大する介護需要に対応し、質の高い介護サービスを安定的に提供するようにするため、介護を担う人材のスキルアップの促進をどのように

されているのかをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 北條議員の2つ目の質問、介護人材の確保についての質問にお答えを申し上げます。

まず、介護人材の確保ですが、いずれも介護職の職業につく人が少ないんですね。先日、白河にしらかわ介護福祉専門学校が開設されました。身近な場所で専門知識等の習得ができる環境にあり、かつ奨学金制度を活用し、5年間県内の福祉施設に勤務することで借りた奨学金の返済が免除制度でありながら定員40人だそうです。40名に対して実際に入学した者が昨年は10人だそうです。ことしは14人しかなかったそうです。

介護の現場に限らず、地方、特に農村部においては、あらゆる行事で人材不足、そして人員不足の状態でありますので、全体的な政策が必要だと思います。特に介護の分野では、その仕事の大切さを訴え、介護の分野で働く意欲や使命感を喚起するなど、介護の職場に魅力を持ってもらえるような教育が必要ではないかと考えております。

次に、介護人材の定着についてですが、働きやすい環境づくりのために、介護職の方がキャリアアップのための研修を受講する際に必要な経費を助成したい、それを検討したいと今考えております。

次に、介護人材の育成についてですが、介護人材のスキルアップのための方法としては外部の研修などもいろいろあるとは思いますが、一つの方法として、村内の事業者間で人事を交流することで、互いに質の高い介護のサービスの供給に努めることができるのではないかと考えております。

本村における介護保険サービスの需要も、居住サービスや施設サービスは増加していますが、居宅のサービスは減少しております。本村の高齢者人口の将来の推計を見ましても、人口減少により相対的に高齢化率は上昇しますが、高齢者人口は現在とほぼ同じ水準で当面推移していくと想定しております。介護保険サービスの利用者がふえない状況の中では、介護事業者間の競争も激しくなることが予想されます。介護事業所は人材の確保や定着のために、これまで以上の努力が求められております。村では、介護保険制度を支える介護事業所が安定して運営できるよう、今後も必要な支援を行ってまいりたいと考えています。

村民の幸せのためには、何よりも村民一人一人が介護のお世話にならないよう介護予防に

努めるなど、健康で生活することが一番重要なことだと思います。そして、自宅にいて生涯を終えることが、その人にとっては一番幸せなことではないかと考えております。議員皆様方のご理解とご協力をお願いし、北條議員の2つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 介護人材の確保・定着・育成についてであります。

鮫川村内にも、介護事業を行っているひだまり荘、それから西山のグループホームさめがわも含めて多くの方が利用され、介護を受けております。こういったところも含めて、私、各いろんな施設を伺ってきたんですが、本当に先ほど述べたとおり、まさに共通しているんですね、人が足りないんだそうです。それと、人も集まらない、募集しても集まらないんだそうです。どういうことで人を集めるかということ、引き抜くしかないと言われていたんですね。やはり労働単価も5円、10円ちょっと高ければそちらに移っちゃう。それと、村内には介護人材の有資格者が結構いるんですが、資格を持っているんだけど介護現場では働きたくないということで、売り手市場なので、別に人の世話をしなくても働くことができるという話なんです。

そういう中で、本当に現時点ではかなり厳しい運営がされているんだと思うんです。ですから、介護専門職の人たちの異動が結構激しいし、募集しても人が集まらないと。それから、スタッフも高齢化していると。例えば、ひだまり荘の人たち、パートの人材の介護職員がおりますけれども、もう私は今まで以上に時間をとって介護の職業につくのはきつい、できればもう少し時間を縮めてほしいという話もあります。そうした中でも、人が集まらないために、需要に応えた対応をするのには、やはり無理しても働かざるを得ないというのが現状なわけですね。ここがやはり改善しないと、なかなかこれから事業運営そのものが大変なのではないかと思えます。

それから、例えば社会福祉協議会の場合は、去年も私、介護保険事業の中で質問しましたけれども。民間だと、もうからない介護事業は手を放すんですね、簡単にね。ところが、社会福祉協議会、社会福祉の拠点であるひだまり荘は、やはり赤字であっても運営せざるを得ないという状況があります。ここをやはり、それは村の社会福祉協議会ですから、当然、民間企業のもうからない事業の参入をしなくても、運営せざるを得ないという状況があります。やはりこういう状況が実際あるので、これからやはり、先ほど村長は、高齢化率というか、介護利用者が平準化していると言われておりますけれども、平準化しても働くスタッフが少なければ、えらいことになるんだと私は思うんです。ですから、そこを見据えて、今いるスタ

ップも含めた、年齢も考えながら、新しい人材を発掘するというのもやはり私は重要ではないかと思うんです。民間の介護事業にかかわらず、民間は人が集まらないんですね、やはり会社も。ですから、介護事業をやっている人からも人を、資格持っている人も人を引っ張って、もうやめてうちの会社に来ないかということをやります。

それから、労働条件は、ひだまり荘については、村に準じてある程度の一定の保障はされていますし、私はほかの介護事業よりはある程度充実しているのかと思うんですが、やはり5円、10円の単価であっても、働いている人はものすごく気にしながら自分の職場を見つけているわけです。

先ほど村長は、スキルアップ、それから資格を取るのに経費の助成を検討するというところで、本当にありがたいことだと思います。そういう部分で育成については、ぜひこれを実現していただきたいと思いますし、やはり、ひだまり荘、それからグループホーム、それから農協の介護事業所、郡内にもかなりあります、石川郡もそうですけれども、かなり厳しい状況にあるということを見ると、育成、定着、それから確保、こういう部分でもう少し真剣になってご検討いただければと思いますので、もう一度村長にご答弁をお願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、村での、自分のことを考えますと、社会福祉協議会では今のところ順調に回っているようであります。これが一番の原因は、居宅介護者が少なくなったということなんですね。人員が逆に余っている。余っているというか、自治として事業所の内容を見ると、随分1,000万ほど下がっております。これは、そういったサービスを受ける人たちがそういう施設に入ったんですね、自宅で介護するのでなくて。

ですから、私は、一番村民にとってありがたいのは、そしてそういったお世話にならなくちゃならない介護者にとっても、大切なのは自宅で介護できる。ですから、いつも考えていたのが、自宅で介護している介護人の皆さんに何か村で支援できればいいな、そういった施設に預けるよりは、皆さん自宅で終末を、一生を終えてもらいたいなという思いが一番です。それもなかなかそれぞれの、今、勤め人が多いわけですから、自由業者だとそれもかなうんでしょうけれども、会社員、会社勤め、あるいはそういった勤務している人が多いんですね、今。そういったことで、なかなか自宅介護は容易でなくなったということが現実であります。そういったことの対策のために社会福祉協議会に頑張ってもらわなければならないわけがあります。

今、社協のほうに、ことし、修明高等学校鮫川校から申し込みがあったそうです、資格が

なくてもいいですかと。最高の子供たちが鮫川村にいるんですね。資格は社協に入ってから取ってもらうから全然平気ですよ、構わないですよということで、一人の、もう内示を出したそうです。うれしい限りであります。こういったことで、地元の高校生がこういった容易でない介護職を選んでくれたということで、こういったことが、こういった小さな、小規模の学校での教育にとっても大事なことだなという思いを先生にお伝えしたところであります。31年度には、そういった新規の女子高校生だそうですが、修明高等学校鮫川校からの希望者がいるそうです。

こういったことで、できるだけ鮫川の皆さんには、高校に行って、あるいは大学に行っても、こういった介護職を選んでもらえるようなそういった指導、しつけ、教育を家庭でもしていただくのが一番なんですね。家庭でも皆さんで、じいちゃん、ばあちゃんのお世話はあんたらがするんだよということで、みずからが余り遠くに行かないで地元の企業を選んでもらってということで、ご指導いただければと思います。

そういったことで、高齢者に優しい村づくりを皆さんで考えながら、次の世代の人たちにもこういった思いを伝えて、そういった企業を選んでもらえるような努力を、それぞれの集まりというんですか、関係の中でお話をしながら、こういった改善を図ってまいりたいと思っております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 介護人材の確保・定着・育成については、本当に重要であります。

介護人材の確保・定着・育成における課題という部分でいきますと、やはり求める人材と必要な能力、それから、資格を持った人材の応募が少ないというのが1つあるんです。先ほど、高校生はやりたいという話、村長はされていましたが、やはり資格がないわけでありましてけれども、一応形としてはやってみたいというお話ですが、やはり応募が少ないんですね。

それから、業務に対する社会的評価、働いている人の社会的評価がやはり低いんですよ。やはりこれを高めてやらないとだめだと私は思うんです。それから有資格者、それから無資格者の役割が混在していますけれども、やはり評価制度、そういうものが整っていないために将来展望が見えないというのがあるんですね。やはり働いている人たちが、そこで必死になって働けるという将来展望があり、見出すような仕組みをつくってやらないと、これはまずいんだと思います。

それから、介護する場合に、身体的、精神的に負担が大きい、そして労働環境が整っていないとよく言うんです。使用者側は、整っている、頑張っただけとはよく口にするらしいです、どこの施設もそうです。ところが、介護をやられている人は精神的にきつい、身体的にもきつい、労働環境もあっちのほうがいい、今のところよりあっちのほうがいいという話を年中されるんです。それは、そういうことがあるから年中言葉に出してやっているんですね。

それから、仕事の割には賃金が低いと言われていています。一般のパートと全く同じというのは割が合わないね、そんなことを平気で言うんです。そういう状況があるわけですね。ひだまり荘に限らず、やはり管内も含めて鮫川の高齢者介護者が利用している施設全体にやはり言われるような状況です。

これらをやはり改善してやらないと、これからスタッフがいない中でどうするんだという話。やはりここは将来を見据えた、きちんと、対策が今から必要ではないかと私は思います。ぜひ、村長もいろんな役職を持っていて、介護現場も含めて、いらっしゃいますので、そういう部分で、現場の声、現場の職員の話聞きながら、もう少し村でできる改善方策を検討していただきたいと思います。

もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、この介護保険制度、そして医師不足、これは大変な問題なんです。それで、その職業が嫌われているんですね。

きのうは福島県の保健福祉部に、おとといは県立医大のほうに要望活動に行ってきました。これは塙厚生病院、地元の基幹病院、中核病院でありながら医師不足で思ったような診療してもらえない。郡内の人にとってみれば、とても大事な病院なのに不安だということ。産婦人科医、小児科医、そして、今、人口透析も厚生病院でやっているんですけれども、先生が1人対応なんですってね。ですから、これも2人対応にぜひ配置していただきたい。こういうお願いをしてきましたが、福島県全体がこういった問題を抱えているそうで、これの解消には、一番はやはり自分のことは自分で賄う、それぞれの町村で努力して自分の地域でということ、私は、きのうは、もう保健福祉部には来ない、自分の地域は自分で守るように、しっかりうちに帰って子供の教育が始まるんだ、それぞれの地域で頑張っぺという、そういうお話をさせてもらいました。

去年は棚倉町から、おとしは塙町から、それぞれ県立医大、学法石川からも去年は2人ほどいたかな。そういったことで、地元でも頑張ればそういった、まあ10年はかかりますね。

医者になるのには、今の高校生から大学に行って6年間習って、初期研修やらせられると10年かかるかな。ですから、本当にそれは平成40年になるんでしょうけれども。本当にそういった、地元で頑張って、地元でそういう教育をして、そういった環境、よそから賄うというのは容易でないですね、県南地方もそうです。県南に医者呼び込むにも相当な覚悟で給料を上げたり、職場の改善を図らないと、町場と同じ条件ではとても来てくれない。これは先生自体はいいんですけども、次の代、果たして今の教育環境の中でと今考えているんですね。もう少し、教育力も地区を上げなくちゃだめだということで、県南の教育レベルも上げようという思いで今、ずっとそれは訴えながら頑張っているんですけども、なかなか成果が見られませんが、今、私立高校であります、学法では今頑張って、特進科でいろいろ今、着実に成果は上がっているようであります。

こういったことで、本当にこういった医師もそうです、介護職はなおさら、腰に負担がかかるとか、本当に容易でないそうです。こういったことで、今、ロボットなんかも開発されているんですね、介護ロボ。できればそういった介護ロボなんかも、鯨川の社協のほうにはそういった方はおりませんが、みやぎ会のほうにはそういった方が多いわけです。こういったときには、そういった施設には村でも支援して、皆さんがみやぎ会を選んでもらえるような、そういったことも、対策も必要かなとは考えています。

あと、職場の改善ですが、一番手っ取り早いのは給料をアップして、もう少し将来を展望できるような給料体系が一番いいんでしょうけれども、これは介護保険の改正ですね。介護保険の改正というのは、今、使う人のほうが多いんですね、積む人より使う人のほうが多い。人口減少が災いしているわけです。こういったことで、国の対策はどうなんだ、もうちょっとそちらのほうに国費をつぎ込めないのか、県費をつぎ込めないのか、村費をつぎ込めないのか、そういったことになりますね。

そういったことで、まず、こういった原因は少子化対策にもあると思います。みんなで改善しながら、あとは自宅での介護も、これから村ではこちらのほうもしっかり支えるような仕組みづくりが提案できればいいなと考えております。こういったことをお答えしながら北條議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 介護人材確保、定着、それから育成については、ぜひやはりきちんと進めてもらいたいと思うんです。

現在、介護保険計画は第6期計画ですか、第7期計画も間もなく策定することになるんだ

と思うんですが、やはり新たな視点で、人材の確保・定着・育成というのは、重点事項として第7期に計画にのっけてほしいと私思うんです。やはり、村長が言ったとおり、スタッフが足りないということで、介護ロボットの導入とか外国人を雇用するとかといういろんな対策、特に過疎地なんかはまさに外国人を雇用するとかという話までやられているし、実際やられていますよね。そういうことにならないように、やはり鮫川村はしていかなければならないのではないかなと思っています。特に、先ほど村長が言ったとおり、資格取得の支援とかキャリアアップのための支援を検討したいと。ぜひお願いしたいんですが、やはり第7期計画の中では、まず介護の仕事の魅力の発見の講座とか、スタッフの入門講座とか、それから再就職者向けの研修とか、それから担当者のセミナー、それからヘルパーの養成研修、それから就職相談会、それから、先ほど村長が言った資格取得支援、これらも含めて重点な課題として、やはり第7期計画にぜひ盛り込んでほしいと思います。それほど現場は逼迫していると私は考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問に入りたいと思います。

第3点は、認定こども園の幼稚園教育と小学校教育との接続についてであります。

さめがわ認定こども園がスタートしております。認定こども園は保育と教育の両方の機能を持った施設でございます。認定こども園の新設は、子育て支援の総合的な提供を行うとしてつくられており、子育て家庭に新たな選択肢が広がったと考えております。

そこで、幼稚園教育と小学校教育との接続についてであります。今まで教育課程の接続が十分であるとは言えない状況であったりするなどの課題も見られたと思います。このため、幼稚園においては、3つの側面からのカリキュラム・マネジメント、学校の教育目標の実現に向けて、子供や地域の実態を踏まえ、教育課程を編成、実施、評価し、改善を図る一連のサイクルでございますが、これらを計画的、組織的に推進していくことであります。そのための条件づくり、整備であります。それは学校経営の営みにおいて、中核に位置づけられているものであります。これらを捉える必要があります。この機能を十分に発揮して、幼児の実態などを踏まえた最も適切な教育課程を編成する、保護者や地域の人々を巻き込みながら、これを実施し、改善、充実を図っていくことが求められております。幼稚園教育と小学校教育との接続に関して次の点についてお伺いをいたします。

1つは、各領域の狙いを相互に関連させながら、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿や、小学校の学びを念頭に置きながら幼児の調和のとれた発達を目指す、幼稚園などの教育目標などを踏まえた総合的な視点に立ち、その目標の達成のために必要な具体的な狙いや内容に

ついて伺います。

2つ目は、教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルです。これらは管理業務を円滑に進める手法の一つでございますが、Plan（計画）、それからDo（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことの確立についてであります。これらを伺います。

3つ目は、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を家庭や地域の外部の資源も含めて活用しながら効果的にする組み合わせについてお伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 3番、北條利雄議員の3番目のご質問、認定こども園の幼稚園教育と小学校教育との接続についてのご質問にお答えいたします。

今日の少子化時代にあって、育児サービスの多様化に伴って生じる、さまざまな問題点を解決するための政策が幼保一元化だと思われま。

第1点のご質問にお答えいたします。

幼児教育と小学校教育との違いは、これは幼稚園教育要領と学校教育要領によってそれぞれ行われることとあります。特に幼児教育については、将来の活動に必要なものは全て体験を通して身につけさせるということですので、意図的・計画的になされています。小学校ではそれらを踏まえて、児童の実態を踏まえた授業を行っています。具体的な例を挙げれば、数を数えるということ、これは生活の中で学校に入る前に行われています。小学校では、その上に立って、数値と数の違いなどを体系的に学び、接続がスムーズに行われるように学ぶことが意図的に配列されています。

次に、ご質問2点目の教育内容の質の向上に向けて、幼児の姿や就学後の状況、家庭や地域の現状等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルの確立につきましては、意図的・計画的に行われる児童教育、学校教育では、年次計画により配列されています。対象となる子供によって、計画（P）、実行（D）、反省（C）、行動（A）がなされ、常に改善を大切にしています。しかし、課題としては、対象となる子供が異なるので、指導者には一層の研さんが求められています。

ご質問3点目の、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を家庭や地域の外部の資

源も含めて活用しながら効果的にする組み合わせについてであります。教育・保育の活動の中で、村内外の方に協力をいただいている活動がたくさんございます。この季節ですと、西野区の老人会の方々の力をかりて、野菜、苗の植えつけを体験しています。また、鮫川漁業組合の方に、鮫川の水質などの話を聞きながら、ヤマメの稚魚の放流をお手伝いさせてもらったりしています。臼ときねを使った餅つきなども老人会の方々の力をおかりしております。中学校のALTに来園していただいた英語ふれあい教室も開いています。昨年度までは、幼稚園、5歳児のみだったのですが、ことしからは幼児部、幼年少、年中、3、4歳児も月に1回ですが、参加するようになりました。県外からも昔話を語ってくれるお話おばさんに来ていただいたり、人形劇団、友達とのつながり遊びなどの触れ合い遊びを楽しませてくれるパフォーマーなどにも来ていただいたりしています。子供たちが楽しむだけではなく、保護者たちもその方たちを囲んで勉強会を開き、来園してくださる先生方にたくさんのことを学ばせていただいています。特別な方を招いてということだけではなく、ちょっとした散歩でも、地域の田畑の作業をしている方と言葉を交わしたりするだけで、子供たちはたくさんを学んでいます。

以上、北條議員の3番目のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 認定こども園がスタートしました。今まで保育所、幼稚園ということで部局が2つに分かれていたわけですが、教育委員会が管轄するようになったということが1つありますし、いろんな努力がされているのかなと思うんですが、私もちょこっと携わったことはあるんですが、やはり幼稚園から小学校に行く過程のその接続は、みんな当たり前、小学校に入学した、おめでとう、頑張っているんだねという話があるんだけど、やはり指導者である教諭の皆さんとの交流も含めて、そこが十分であったのかなかったのかといったならば、これはやはり十分じゃなかったんじゃないかなと、私は、逆に私自身が反省しているんですね。やはりもう少し幼稚園時代に小学校の先生たちと認識を一つにして次につなげていくということが、私、大事なんだと思うんです。そういう部分では全て解決するわけではないのですが、やはり村内の子供たちがきちんと育てほしいという部分では、そのつながりというのは十分であります。現時点で、認定こども園になってからの、幼稚園と小学校とのつながりについてはどのような体制で運営をされているのか、もう一度伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 幼稚園と、それから子どもセンターと小・中学校とのつながりというところでございますが、私は、鮫川村の場合は他町村よりも極めてうまくいっているのかなという感じがいたします。その理由を幾つか申し上げたいと思います。

1つは、何年か前に、幼稚園か小学校か、鉛筆の持ち方というのがありました。これ、何回か園長、校長同士が話し合い、協議しました。結果的には、これは、箸やスプーン、クレヨンを持ったりするんだから、幼稚園でやったほうが効果的だということで。それ以来、この問題はある程度解決しているのかなという感じがいたします。

それから、幼稚園に小学校の先生が、中学校の子供たちの幼稚園訪問をして、子供たちとの様子をわかっている。そして、いろいろ、SUN3プランという学力向上会議があるんですけども、このSUN3プランの中にも、小学校だけじゃなくて幼稚園の先生にもおいでいただいて、授業を一緒に、双方の授業を見せ合って、悩み事、あるいは効果的な方法等の協議をしているという点では割とスムーズでないのかな。そのスムーズにする目玉として、1つは健康づくり、村で進めている虫歯をつくらない運動、それから早寝早起きという生活リズム、食事指導、それから言葉、言語、言葉遣い、これは子供同士、親子、家庭の中での言葉遣い、こういったものを含めて、子育てに適した家庭環境づくり、この辺も大変、他町村よりはスムーズにしているのかなと思っていますけれども、決して満足しておりません。これからも継続してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） ぜひ、認定こども園と小学校の接続については、今までのこともありますけれども、やはり非常にきちんとしたつながりを持って、次につないでいくご努力をお願いしたいと思うんですよ。

それと、もう一点お伺いしたいんですが、幼児教育の充実を図るという部分で、県の教育機関というか、幼児教育の経験をもった指導主事らとの配置とか、そういう部分が鮫川の場合、現時点でどうなっているのか、幼稚園も含めて、小学校も含めて。指導主事という制度がありますけれども、これらについての運用は、この認定こども園が加わったことによってどのように変わったし、現在行われているのかどうか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 指導主事というのはどういうことかといいますと、国の法律では、全国の市町村に入れるのが望ましいということで、大変ありがたい言葉なんですけれども、

現実的には、福島県の場合は、町までは大体入っているのかなと思うんですけども、この県南地区では入っていないのは本村と、それから中島村だけだろうと思います。これは、入っていただければ本当に望ましいんですけども、財政的に大変な負担がかかります。ですから、それは難しいと思いますけれども、幸い本村には経験豊かな元先生もいらっしゃいます。それから、かつてこの村で勤めた方々がおいでになりますので、いろいろな悩みがある、あるいは指導を受けるというようなときには、その指導主事の機能は、100%とは申し上げませんが、大丈夫だろうと思います。

そんなことで、決して指導主事がないから本村は負けているということではありません。積極的に、幸い県南教育事務所等も研修等でお呼びすることもできますし、こちらから行っても相談に乗ってくれるということで、体制はできておりますので、私自身は余り、ない物ねだりはしないようにしたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） 指導主事、鮫川と中島村が配置されていない、経費もかかるということでもありますけれども、配置をしなくても、巡回して指導できることはできると思うんです。これは不定期かもわかりませんが、そのくらいの努力は教育機関として、県もそうですが、やはりそのくらいのことは配慮すべきだと思うし、鮫川と中島がないから、経費がかかるからの話じゃなくて、やはりそれらの資格を持った指導主事が巡回しても、幼稚園から小学校、中学校も含めて、やはり巡回しながら指導をしていくという部分で、そういう体制を確立していかないと、鮫川だから、中島村だから人を配置しなくてもいい話になっちゃいます。経費がかかるから要りませんという話じゃないので、やはりそれなりの任務あるわけですから、これをやはりぜひ県に、巡回でもいいから指導をしていただくように要望をお願いしたいと思うんですが、もう一度教育長の答弁をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） これはもう既にやっております。ですから、これはもう日常化しておりますので、先ほども申し上げましたように、定期的に、あるいは不定期的にやっております。ですから、そのためにということではございません。

○議長（星 一彌君） 3番、北條君。

○3番（北條利雄君） やっているということで、幼稚園もですか。幼稚園のほうにも巡回指導されているということです。

そういうことで、今あったけれども、県は小さな、小規模な自治体の認定こども園、小学校、中学校は無理しないように、経費がかかるからという話じゃなくて、やはり県内にいる、どこに住んでいても、やはりきちんと本来は同じことをやってほしいというのが私の要望であります。そういう部分では逆に、専門の人が配置できなければ、もう少し小まめな巡回指導をやるべきだと私は思いますので、ぜひ、この辺の回数も含めて、ご要望をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、今般の一般質問、私の3つの質問を終わりにさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（星 一彌君） 10番、宗田雅之君。

〔10番 宗田雅之君 登壇〕

○10番（宗田雅之君） 第4回6月定例議会において、2点について質問させていただきます。

まず1点目、搬送システムの現状と対策についてお伺いいたします。

高齢者の増加に伴い、医療機関、緊急搬送に頼る機会が多くなる中で、医療機関が少なく、病院から遠距離にある本村においては、搬送にかかる時間は生死にかかわる問題であります。現在、救急車が到着後から搬送に至るまでの時間がかかり過ぎているように感じます。村民の方からも多く聞きます。これは受け入れる病院の問題なのか、搬送する機関のシステムの関係なのか、防犯・防災とあわせて高齢者が安心して暮らしていくためには大変大切なことであると考えます。村民の安全・安心を守る村としてのご所見をお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 10番、宗田議員の搬送システムについての質問にお答えを申し上げます。

救急車は、その名のとおり、患者の生命に係る重大時に出勤し、救命活動の根幹となるものであり、搬送時間のおくれは患者の生死を左右する大変重要な問題でもあります。白河地方広域市町村圏消防本部によりますと、平成29年中における白河広域管内の救急出勤件数は5,789件、搬送人員は5,200人であります。前年と比較すると、出勤件数で21件、0.4%の減

少となっております。白河広域圏管内の救急出動件数の推移を見ますと、この20年間では、ほぼ倍増しております。村内の平成29年中の出動件数は133件で、前年度と比較して40件、23.1%の減少となりました。また、白河広域管内で1日当たりの出動件数は15.9件、搬送人員は14.2人であります。現場到着までの所要時間が平均で9.7分、前年は9.8分。医療機関収容までの所要時間は平均で49.1分、前年度は50.7分となっております。少しずつ改善はされているんですね。

救急車が現場に到着すると、救急隊員が患者を観察、判断し、必要な措置を行い、救急車に収容してから搬送先の病院を手配します。患者の受け入れをしてくれる病院が決まってから、救急車は出発ということになっているそうです。例えば、脳血管疾患の場合、脳外科がある専門病院に搬送するわけですが、塙厚生病院には脳外はありません。白河市、あるいは郡山市の病院に連絡をとり、患者の受け入れが可能かどうかを確認したり、場合によってはドクターヘリを要請したりして、受け入れ可能な病院を探し、搬送先が決まってから出発することになります。患者受け入れの要請を受けた病院側も、そのときの状況により、受け入れが難しいことも多々あるため、救急車から複数の病院に確認したり、繰り返し要請したりするため、搬送先が決まるまでに時間がかかるということも多いそうです。この搬送先の病院が決まるまでにかかなりの時間がかかるので、宗田議員がご指摘のように、救急車が到着してから搬送に至るまでの時間がかかり過ぎると感じられるものだと思います。

また、白河広域管内では、救急医療の確保を図るため、病院群輪番制方式により第二次救急医療体制を整備し、在宅当番医制度との初期救急医療及び救急患者の搬送機関である白河広域市町村圏消防本部との円滑な連携のもとに、夜間と休日・日中における入院治療を必要とする重症患者の医療の確保に努めています。現在、この白河地方の第二次救急医療体制に参加している病院は、白河厚生病院、会田病院、白河病院、塙厚生病院の4つの病院だけです。以前はもっと多くの病院が参加していました。平成16年度を見ますと、8つの病院が参加していましたが、医師確保の問題等から脱退する病院が出て、現在ではというか、平成24年度から現在までですが、4つの病院だけとなっています。4つの病院で輪番制を担っているということでもあります。輪番制に参加している病院からは、ふえ続ける夜間や休日の緊急患者に対応する救急病院は大変疲弊しているの、患者にもできるだけ医師が多くいる昼間の時間帯に病院に来る努力をしてほしいという声が上がっているのも現実であります。

また、最近の若い医師は専門化されているので、専門外にも対応していなければならない当直のやり手がないということも言われています。患者の方も専門の医師に診てもらいた

い人もふえています。また、福島県は医師や看護師などの医療人材が不足している状況が続いているという課題もあります。

いずれにしましても、救急患者の速やかな搬送が一番大事なことでありますので、白河地方広域市町村圏消防本部におきましても、管内の全ての救急車の稼働状況を24時間体制で監視し、救急要請があった場合、現場に一番近いところにいる救急車が駆けつけるようにしております。例えば、患者を病院に搬送した後に、消防署に戻る途中の救急車が現場に一番近ければ、その救急車が駆けつけて救護する。そんな体制をとっているようであります。救急車の速やかな搬送のために消防署も努力はしております。ただ、現実には搬送先の病院が決まるまでに相当の時間を要している現在の状況を少しでも改善するために、救急病院の医師確保を初め、医療体制の充実について、国や県にさらに働きかけていきたいと思っております。

以上で、宗田議員の1つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 救急搬送する消防隊、これは私らも、いつもいろいろな関係でおつき合いしていて、一生懸命やっているのは確かにこれはわかります、身にしみて。ただ、救急車を頼んだ患者の立場からすれば、一刻も早く病院に運んでもらいたい、そういう思いというのは、これは誰しも同じだと思います。まして白河広域管内でやっている病院関係のシステムですから、なかなかその中で医師の確保だとかさまざまな問題は、私はあるのだと、それも存じております。ただ、これは打破していかなかったならば、地方の高齢者、若者、全て患者となり得る人は、やっぱり地方離れ、そういうものも考えられるのではないかと思っております。

そこで、村長にお伺いしたいんですけれども、白河広域圏ばかりでなくて、須賀川、郡山、福島、30分も40分も患者が待っているんだっただらば、はっきり言って、郡山には救急車なら30分40分で行っちゃうと思います。もっと重症だっただらばドクターヘリもあります。そういうシステムの構築というのも、私は、お金はかかるんだらうとは思いますがけれども、そういう病院との連携を図るのも一つの方法ではないかなと思っておりますけれども、その点について村長のご答弁をお願いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、消防署で考えているのも、一番は患者を、一番安全な方法で速やかにということが一番前提としているんですね。ですから、塙厚生病院で、一番は塙厚生病院なんですけれども、近いのは、鮫川の場合には。塙厚生病院で対処できる、処置できる

患者ならば埴厚生病院、それがだめならば白河、そういうふうになっていくんですね。相当重症化が予想される場合には最初から大きな病院にお願いするんですけども。できれば、やはり患者も、火災もそうですね、初期の治療がととも、そういう専門家の治療が大事なんです。ですから、仕分けをしてもらうために埴厚生病院に行って、これは容易でない、ドクターヘリだ、消防署員ではわかりませんよね。そういったことで、一番最初に近場の病院を、村でいうと埴厚生病院を頼るのは、これはやむを得ないのではないかという思いはあります。ただ、それが最初から、今手術中とか何か、白河でも脳外の先生がいても手術がしていればそれは受け付けない。白河にはいないから郡山にいらっしゃるんでしょうけれども。そういったことで、いろいろ最善は尽くして、毎回毎回、いるんですね。ですが、絶対的に言えるのは医師不足ということがありますね。

そして、日本の医療制度の悪いことに、今、専門化をしているんですね。専門化するということは、地方にはそういった先生が少なくなっているんですね。大きい病院、大きな都市で先端の医学を学ぼうとするのが、これは医者だばしようがないわね。地方にいては、そういった最先端の医療機器も使えない、あるいは技術も習得できない。皆さん中央にばかり行っちゃう。そういった専門医制度でなくて、医者は何でも診れるオールマイティーな、そんな医者をつくるべきだと、私らはそういった問題提起をしているんですね。なかなかそういう声を通らなくて、どうしても中央集権主義に今の政治になっているのが、一番悪いと思います。

こういったことで、一番大事なのは、もう少し医師不足を解消することから始まって、福島県に医師不足をできるだけ早く解消すると、こういった問題も解決できるのではないかと考えています。極力、消防署との話し合いの中では、いつもそれが課題になります。搬送先がなかなか決まらない、本当に申しわけないけれども病院の都合だわね。そちらで決まらないのが、一つの原因としては医師不足だということが、いつも訴えられています。ですから、行政側としては、私らとしては、医師不足の解消ということで常に努力しているということでもあります。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 消防署員も相当、医療に関しての勉強会はやっているように聞きますし、初期対応もかなり進んでいるように聞きます。あとは初期の対応として、これはどうしても夜はなかなか村の診療所では難しいだろうと思いますけれども、村の診療所でも、ある程度の初期の対応は時間内であればできるんだろうと。また、今現在、やっぱり高齢者の

お医者さんですから、診療所の先生ですから、なかなか夜遅くまでやれとか、あそこに医療
医師住宅があるんだから、あそこに住んでくださいというのもなかなか難しいとは思いますが
けれども、医師住宅に住めるような医者も含めて、今後そういう対応は、私らもどうしても
こういう地方の人口減少が進んでいる中で、やっぱりそういう対応というのは人口減少に歯
どめをかけるためにも、どうしても必要な一環であろうと思っております。ぜひともその点
お願いいたしまして、1点目の質問を終わります。

2点目、シェアハウスの設置の考えについてお伺いいたします。

人口が大きく減り、高齢者がふえ、防犯・防災、孤独死などさまざまな問題が危惧される
中、人口ボリュームの大きい団塊の世代が75歳になる2025年には、高齢者の増加に伴い社会
保障給付費が膨張するだけではなく、医療機関、介護施設不足が大変心配されます。そのた
めにも、高齢者の安全・安心、そして遠方で暮らす子供たちの心配の軽減を図るため、高齢
者が集団で生活できるシェアハウスの設置も検討すべきと思いますが、村長のご所見をお伺
いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2つ目の質問、シェアハウスの設置についての質問にお答
えを申し上げます。

団塊の世代が75歳以上になる2025年をめどに、誰もが住みなれた地域で人生の最後まで安
心して日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアシ
ステムの構築を実現するため、国、県、市町村が連携して現在取り組んでいるところであり
ます。

ことし3月に作成しました第8期鮫川村高齢者福祉計画、第7期鮫川村介護保険事業計画
の中で本村の高齢者人口を推計しておりますが、それによりますと、2018年の人口が3,481
人で、65歳以上の高齢者人口は1,273人、そのうち75歳以上の高齢者人口は734人、65歳以上
の高齢化率は36.6%です。2025年の推計人口は3,013人、65歳以上の高齢者人口は1,273人、
うち75歳以上の高齢者人口は657人、65歳以上の高齢化率の割合は42.3%となっております。
この推計では、今後7年間に前期高齢者は増加するものの後期高齢者が減少し、総人口が減
少するため相対的に高齢化率は上昇しますが、65歳以上の高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、
現在と同程度であると推計されております。

おただしの高齢者のためのシェアハウスの設置ですが、現在、本村にはシェアハウスに類似する施設として、高齢者総合福祉センターひだまり荘の中に居住棟があります。居住棟は平成8年の開設以来、ひとり暮らしの方などで独立して生活することに不安のある方などを対象に利用されております。開設当初は冬の間だけ利用する人がほとんどでしたが、現在は年間を通して利用する人が多くなってきました。また、ひだまり荘の敷地内には、平成19年度に高齢者向けの有料賃貸住宅を建設し、平成20年4月から、ひとり暮らしの高齢者等の住宅として安心・安全な居住環境を提供してきました。いずれの施設も食事は自炊のため、自立して生活できる方が入居の対象です。近年、入居希望者は増加傾向ですが、退去する方もそれなりにいるため、需要と供給のバランスは村ではほぼとれているところであり、ただし、今後の入居希望者の増加を見込み、居住棟の増設については、今検討しているところでもあります。

また、ひとり暮らしの高齢者のために、村では緊急通報装置の貸与などを行い、高齢者の見守りや緊急時における対応など、安全・安心の確保に努めております。議員がご提案の、高齢者が集団で生活できるシェアハウスの施設については、今後検討していきたいと思っております。シェアハウスは、基本的には個人のスペースと共有のスペースがあり、入居者が共同で食事を用意したり、お風呂やトイレなどを掃除しながら、施設の管理も自分たちが行うこととなります。また、入居者が介護保険制度のサービスを受けることになったとき、シェアハウスでは共有スペースの関係で利用できるサービスが制限される場合もあります。シェアハウスは1つの屋根の下でさまざまな個性の他人同士が共同生活することとなりますので、トラブルも懸念されますが、高齢者が安心して生活していくための有効な一つの方法だと思っております。今後は慎重に検討していきたいと思っております。

以上で、10番、宗田議員の2つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 介護施設とか老人ホームなどと区別したこういう施設、若者が集まる元気な生き生きとしたシルバータウンの創設の一環として、こういうシェアハウスなんかも私らは一つの方法かなと思っております。居住棟あるのもわかります。ただ、居住棟は、村長が答弁したように、個々の人が部屋に入って生活するわけであり、どうしても、個々にやっぱり部屋に入れば、認知症だとかいろいろな弊害もあるんだろうと思っております。そのためにも共同生活をして、そういう日常生活を送ることによって認知症予防、あとは介護施設に入る、老人ホームに入る、そういう予防対応になる、一步前の、私は施設の管理だと思って提

案いたしました。

先ほど北條議員のほうから、介護スタッフの不足だとか、どうするんだという話がかぶるところはあると思いますけれども、実際のところ、就労人口減少に伴って就労人口が減るわけですから、介護スタッフは減るのは、これはしょうがない。介護環境だってそんなによくないし、若者はそんなに希望して入るものじゃないとは思いますが、だから、どうするんだということになるんですよ。だから、少ないスタッフで介護するには、どういう方法があるのかなということで、そんなふうにある程度集約化してお年寄りに入ってもらって、これはあくまでも希望者でしょうから、希望者に入ってもらって、その場所に10人でも20人でも集まれば、そこにスタッフを1人向けて、20件回るより1件回ったほうが効率がいいんだと思います。あとは人件費も浮きますし。そういうシステム、そのためにこういうシェアハウスというのは、私らの鮫川版シェアハウスでいいと思うんです。今、全国的に若者のシェアハウスも結構、今、人気を呼んで、はやっているそうです。だから、元気なシルバータウンづくりについて、村長、ご所見をお伺いします。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） そうですね、まず最初に、今、シェアハウスよりは居住棟の整備が優先かなということで、今指示はしております。あのひだまり荘の居住棟の、今ある8人利用している居住棟を、あの倍ぐらいにできないかなという思いでおります。なかなか東北の人は、町場の人と違って、共同生活というのがなかなか容易でない、苦手だと思うんですね。その辺、居住棟ですとプライベートはしっかりと保てる。あと、皆さんとの交流の広場もきちっと設けてやっている。こういったことで、あとは、職員が行き来して監視もできるということで、居住棟が今のところいいのかなという思いであります。そういったことで、シェアハウス等もこれから社会福祉協議会のほうに提案をして、こういったものかということで検討させていただきたいと思います。お答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） 今のいろいろな共同生活の問題、答弁いたしましたけれども、一つの住宅の中にプライベートスペースとパブリックスペースというのが設けられるんですよ。だから、集団で生活する面と個人的に個室で自分で生活できる、そういうシステムができる施設なんですよ。

それで、私、今、青生野小学校、青生野の地区からどういう要望が、今、小学校の利用で出ているか、ちょっと私はわからないんですけども、青生野小学校だとか富田小学校も、

今、あれは手まめ館なんかで使っているんですか、そういう施設。あとは空き家などを利用した、新たにお金かける必要はないと私は思っております、そういうのをちょっと改装すれば、青生野の方が例えば、あの学校を10人なら10人、あくまでも希望をとってね、そういう環境整備をしてやればどうなのかなという頭もちょっとよぎったものですから、こういうシェアハウスの問題を、設置の話も出しております。その点、青生野小学校とか富田小学校などのシェアハウスの環境整備というのは、村長どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、青生野小学校は、今、私らが議論する前に、地元の人たちが何がいいのかということで、地元の皆さんが上手に協議してくださいよということで預けております。ですから、私らが今ここでお話をすると、皆さんの意見が方向転換すると気の毒ですから、青生野の、本当に地元の人たちの意見を率直に、素直に受けている環境づくりに協力いただきたいと思います。

まず、シェアハウスは、実は前に寄附をいただいた矢吹三郎邸と、実は考えたんですね。あそこはとてもいい環境だと思ったんですけれども、建てるより改修費用のほうがかかります。こういったことで、あそこをシェアハウスに直せば、何ぼかかるんだ。補助金なしで4,000万だそうです。4,000万なら取り壊して新しく建てたほうがいい、そういったことで頓挫しました。

そういったことで、宗田議員がお話するように、老人を共同で生活する場合には、必ず必要なのはスプリンクラーだそうです。スプリンクラーのないところには、居住できないそうです。こういった防火対策、あるいは安全対策を考えたときに、あるものを上手に改修するよりは新しく建てたほうが経費的には楽です。特に学校などは、防火対策は、あるいは冷暖房の対策がしっかりしていないんですね。ですから、居住、住める場所ではないんですね。ですから、あれを富田でも青生野でも、利用するとすると相当な改修費用がかかると思います。こういったことで、それが民間ですとそれほど投資はしなくても大丈夫。それが、こういった自治体が入りますとそうではないんですね。安全を優先されて要求されますので、とても厄介な工事費が発生します。

こういったことで、今のところ学校の改修面では容易でないのかなという思いでおります。もし始めるとしたらならば、これまた新しく建設してもっとよい場所を選んで中央付近にということになると思いますが、今ほど申し上げましたように、差し当たり居住棟を今検討しておりますから、その辺で対応しながら、こういった事態に合わせていきたいと思っております。

で、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） なかなか難しいところは、私らはわからないわけではないです。ただ、何というんでしょうかね、これだけ高齢者がふえて、介護施設が不足、介護の人材が不足する中で、こういう村の提案だとか、補助金要請だとか、そういうもろもろを要請していけば、国だって、私らは何かの助成はあってしかりだと思いますけれども、そういう職員もなかなか限られた人数で大変だとは思いますが、その辺も一生懸命、研究、勉強していただいて、こういう補助金申請だとか、そういうものを要望してやっていただければ、これからますます人が、高齢者が現状横並びといっても、やっぱり700人、今現在75歳、後期老人人口が700人以上、超しているわけですから、そのこれから予防のためにも、ぜひともそういう居住棟はしかり、やっぱりシェアハウスも一つの検討課題として入れていただきたいと思っております。

以上、2点の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これで13時30分まで休憩いたします。

（午前11時49分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（星 一彌君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の6月定例議会におきまして、鹿角平の環境整備、そして担い手育成、さらには小規模災害箇所に対応ということで村民に直結するもの、また観光関係、それから人材育成ということで、3点ご質問をさせていただきますので、ご答弁よろしく願いしたいと思います。

それでは、第1点目でございます。鹿角平観光牧場の環境整備と、クロカンコースの有効活用についてであります。

村は、平成28年に地方創生の緊急支援交付金を活用し、鹿角平観光牧場合宿誘致事業に伴

い、鹿角平観光牧場スポーツエリア構想を策定してきました。その内容は、全天候型トラックや宿泊施設など理想的な施設も数多く提案されましたが、財政事情や費用対効果の観点から再検討を要する事業等であるということで、私どもも認識をしたところでございます。

これらの大規模な施設整備は見合わせるにしても、観光客やスポーツ施設利用者の増加を図るために、計画的な施設整備と誘客戦略を関係者や有識者を交えて検討すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、整備されたクロスカントリーの利用客も低迷していると感じておりますが、利用者の増加を図るための営業の強化、さらに合宿施設としての廃校の利活用も視野に入れた施設整備も今後は必要であると考えます。

観光とスポーツによる経済効果が生まれる村づくりについての村長のお考えについて、お伺いをいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の最初の質問、鹿角平の観光牧場についてお答えを申し上げます。

鹿角平観光牧場では、これまでキャンプ場、コテージ、バンガローなどの宿泊施設やバーベキューの施設、天文台、クロスカントリーコースなど、観光拠点施設として整備をしてきました。

以前から広大な敷地を利用したスポーツ施設や宿泊施設が整備できないか検討を進められてきたこともあり、第4次の振興計画にも計画されてきました。

村では、国が進める地方創生の取り組みとして、平成27年度に「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の地方創生先行型を活用し、鮫川村総合戦略策定事業、鹿角平観光牧場合宿誘致事業、産業おこしプロジェクト推進事業及び特産品開発事業の4つの事業を実施させていただきました。

鹿角平観光牧場の合宿誘致事業では、高校、大学の合宿利用や、東京オリンピック事前合宿候補地などを展開するため、鹿角平観光牧場を含めた周辺エリアの整備構想として、鹿角平観光牧場スポーツエリア基本構想を策定し、全天候型の陸上競技場や宿泊施設などの整備、将来的に自立化を目指した施設運営の考え方や経営主体等の検討を行ってきました。

施設整備については、補助金等の活用を含め検討しておりますが、事業費も相当な額とな

るため、現在のところ事業着手については見合わせておるのが現状であります。

クロスカントリーコースの利活用の状況ですが、平成24年度のオープンから6年間で3,174人の利用がありました。この数字については、鹿角平観光牧場管理棟に備えつけの利用者名簿に記載されたもので、実際にはそれ以上の利用者があると思われます。高校、大学などの合宿利用状況は、学法石川高校の陸上部が年1回以上、日本薬科大学陸上競技部が平成27年、28年の2年連続で約1週間の合宿を行った実績があります。そのほか、ふくしま駅伝チームの合宿利用や、スポーツ少年団等での利用もあります。今後の利用者増加に向けた営業の強化については、現在のところ予定はしておりません。大学等の合宿誘致の場合、宿泊施設の確保や食事の提供など数多くの問題があるため、今のところは、ほっとはうす・さめがわと連携した合宿利用を行っています。

計画的な施設整備と、誘客戦略の検討についてであります。通年利用可能なトイレ、シャワー室、調理場、バーベキューの施設、食堂、売店などを備えた管理棟の整備や、国道289号のバイパス開通に合わせたアクセス道路の整備などが考えられ、また、旧青生野小学校については、廃校利用検討委員会での協議も進められているため、委員会の進行状況等を見きわめながら関係者を交えて検討する必要があります。鹿角平につきましては、これからも草原の景観を守り、観光スポーツエリアとしての活用を検討していきたいと考えております。

以上で8番、関根政雄議員の質疑のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 鹿角平観光牧場、今が一番1年間の中で季節が、緑地といいますか、草地の管理が管理されていて、新緑が固まりつつあって、一番いい時期だと思います。

同施設は、観光センターに指定管理を委託しておりまして、懸命に芝生の管理を、そしてまた周りの樹木の管理もあわせてやられておって、1週間のうちに1回程度刈り込みして、非常にいい状況に今なっておりますが、ただ、大型施設の改良等々は答弁にもありましたがおり無理であるということもあって、しかしながら毎年キャンプ場には多くのキャンパーが訪れています。宿泊棟、特にバンガローの老朽化、近年ロッジが新しくなりましたが、傾斜に木造のバンガローの施設が非常に老朽化していて、既に更新、建てかえする時期であるということとか、それとあと管理棟、今回トイレを直していただきましたけれども、管理棟も改修する時期を計画しなくてはならない。

そして、あそこは担当課はよく御存じなんですけれども、水が不足するんです。最盛期、

水不足のときには水が渇水してしまうということで、水道の掘り下げ等の事業も実施していただきましたけれども、水不足に悩む地域でありますので、そういった最低限度の宿泊地、あと駐車場がいまだに砂利敷になっておりまして、障害を持った車椅子の方々は、あそこはなかなか難しいということで、駐車場の整備もあわせて、今後計画的に整備していかなくてはならない状況にあります。村長先ほど言った今後の施設の、今まで直していただいた部分に関しては、大変商工会関係者も感謝しております。

今後また、私が今述べた宿泊施設とか、それから管理棟、駐車場の整備もあわせて水の確保ですね、こういったものも含めて今後どのように整備計画をお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、管理棟であります。皆さんからの利用頻度、あるいは利用状況を見ましても、とても使いづらく狭苦しくなってきたという話はもう四、五年前から聞いております。ただ、幸いなことに、今度平成32年までは、あそこバイパスが通る計画になっております。ですから、そのバイパスの開通にあわせて、あの付近に、あの場所でいいのかなという思いもありますし、管理棟の全面建てかえ工事、これは今考えております。ただ、場所がどの辺がいいのかというのを、これから皆さんと検討しながら考えなくてはならないことなのかなと思っております。

国道が通りますと、その国道の開通にあわせて、恐らくあそこの付近には道の駅等のものがしばらくありません。289号線ですからトイレの利用などは恐らく、おふくろの駅以降はないと思いますよね。棚倉に行ってもありません。そういったことで、鮫川にはぜひそういった施設が必要な施設になってくると思います。

まず、道の駅構想で、トイレ等が国土交通省の主導でできると思いますけれども、あそこに大きな商売のスペースをつくっては、あそこ商売になるのかなという思いがありますけれども、鹿角平の観光管理棟の規模ぐらいですと、決して今ほどの人件費で済むとは思いません。余計なのはトイレぐらいだと思います。

こういったことで、どのぐらいの程度の管理棟が、あるいはトイレが必要なのか、その辺も早目に道路の開通に、バイパスの開通に見合わせて検討しなければならない時期に来ていると思います。これは関根議員のご提案のとおりでありますので、早目に今年度、恐らく31年度に入ってからでも十分間に合うかな、その辺で検討していきたいと思っておりますので、よろしく皆さんもそういった構想をご提案いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

それではクロスカントリーコース、長年かけてスポーツエリアの一つの大きな起爆剤ということで整備が進んでおります。現在も、私も先般歩いてきましたけれども、非常に緑地が、緑地といいますか、コースそのものが刈り込まれて、ウッドチップもなじんできて非常に利用しやすい状況になっております。

しかしながら、あのクロカンコース、約1億円以上かかれ、用地買収から含めて林間コースまで2年にまたがって建設いたしました。1年に何万人来ても利用料がゼロ円なんです。使用料は無料ということであって、多くの学生たちとかスポーツをあそこで鍛えたいという方々が何万人来てもゼロ円。しかし村としては、どうにかしてお金を落としていただける仕掛けは何なのかなという、やはり食べる、それから飲む、食べる、それから宿泊以外に今のところ考えられないわけでありまして。

桧原湖の周辺のクロカンコースも、過去に議会としても視察をいたしました。まさしく地元の民宿にメニューが決まっています。そこでお金を落としていただける、約50軒近い民宿に大学生やそういうアスリートが来て宿泊するということで、お金を落としていただいているんですが、そういった仕掛けをやっぱりつくる。その一方で、やっぱり来ていただける合宿舎をPRしていかないとならないと思うんです。

村長の答弁では、合宿舎の営業はする予定はないと言いましたが、本村のあのクロカンコースを一番最初につくったときには、陸連の会長さんとか、ああいった方々の監修を受けてつくっています。ですからそういったルート、また東洋大学の酒井監督に身近な方もこの村の中の商工会の職員にも義理の兄弟いますから、そういった会社経営をすれば、したたかに営業戦略を立てて、そしてそのコネを使ってでも行って何とか来てくんにかというように、そういう戦略もこちらの真剣さ、それもやっぱり見せながら来ていただくと。来ていただいた以上は宿泊施設も完備して、そして安くて非常にアスリートにいい食事を提供していくということで年々ふえていくのかなと思うんですが、今のところ本村には、ほっとはうす、山王の里、また民間の旅館等です。あと農家民宿もありますが、そういった両面でクロカン、アスリートを引き込む戦略。

それから一方では、引き込んだ以上はその宿泊するところの整備、そのかわり金をかけないでというのは難しいんですけれども、なるべくお金をかけないで整備できる方法はないのかなということで模索をする必要はあるのではないかと思います。村長いかがでしょう。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、関根議員のお話のとおり、平成27年のときに地域先行型の地域活性化の交付金の事業を使いまして、ああいったその誘致活動を行ってきました。これで縁づいたのが薬科大学の陸上部で、こういった人たちが1回来てもらったときに、果たしてそれを引きとめるほどの魅力があるのかという、一番それですよ。恐らく、1回来てもらった、学法もちよいちよい来てくれる、こういった人が何でかんで高原の、結構高度もありますよね、700メートルの。ああいった高地の練習が効果があったのか、そして選手のためになるのか、こういったことで私は評価を受けるのかと思ったら、それほどでもないんですね。あともちろん、ほっとはうすのサービスとか、山王の里の利用なんかもそういうところのサービスなんかもあるんでしょうけれども、そういったことがやはり皆さんと手を組んで支え合ってこういった接待技術、あるいはとても鹿角平に来て、コースは大したことがなかったけれども、あの接待よかったよなとか、何かその魅力に感じてもらうようにならないと無理ですよ。

こういったことで、村ではそういった、私は一番はあの高所が、高冷地での高所の練習が皆さんに刺激して、あそこいい場所に選んでもらえるのかなと思ったら、そうでもないんですね。やはり景観からいったら当然、北塩原には負けちゃいますよね。あそこには以前から農家民宿を利用した、そういった宿泊施設が完備しているんですね。それらをまねするのではなくて、もうちょっと鮫川にはほっとはうすがありますし、あとはそういう施設の山王の里もありますから、五、六十人の団体は本当は泊まれるですよ。利用できるんです。

こういったことで、もう一度皆さんに気合いをかけてもらって、つてを頼りながら、また今度の消防の金ばれん受賞で、安藤先生もおはがきをよこしてくれました。鮫川もますます頑張っている、どうぞそのうちにお邪魔してということで、副村長の恩師なんですよ。副村長にもよろしくと書いてあります、本当。そういったことでお便りもらっていますし、こういった先生を頼りに、再度その合宿のムードを高めて、練習の鹿角平のクロカンのコースのほうを高めていきたいと今考えております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） あそこは、今答弁にもありましたとおり、行く行く289号が鹿角平をかすめるということで、かすめるというか接近するということで、観光客の客層、出入り、入り込みもかなり変わると思います。道の駅的な中継所も考えているという答弁ですので、ぜひともまたあそこは村の一大の観光拠点、また観光資源の核となる場所としますので、

今まで本当に村も、村長も、私どもも培ってきた人脈、人とのつながり、これをフルにやっぱり活用して、自慢できてまず誘致できるような、そういった受け皿をお互いにつくり合うべきであって、そこにはやっぱり一定の予算投入は惜しまないと。一定の投資効果を得られるのであれば惜しまないというような形で、どうか観光資源の有効活用ということで期待をいたしたいと思います。

それでは、次の2点目の質問とさせていただきたいと思います。

総合的産業の担い手育成と奨学金制度の特例の見直しにつきまして、ご質問をさせていただきます。

本村の一次産業である農業初め商工業の担い手育成は、将来の総合的産業の維持にとっても最優先課題であります。各産業の担い手育成への将来的な施策について、村長のお考えをお伺いいたします。

また、本村の奨学金制度は、農業後継者や医療、福祉従事者への償還免除特例を設けておりますが、商工業後継者への該当枠を拡大し、村の総合的な産業を支える担い手への支援策を講じるべき時期と来ておると思いますが、こちらを提案いたしますが、その条例の改定についての村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の2番目の質問であります。

議員おただしのとおり、本村における農業、商工業などへの各産業への担い手、後継者の育成は、大きな村の課題であると認識しております。

その解決のための一つの施策として、さまざまな分野で高度な知識や技能を習得するために学んでいる学生、生徒の経済的な負担を軽減するために奨学金を採用しております。

このうち、農林業後継者や医療、福祉分野に就業して10年を経過した者は奨学金の返還を免除するという特例を設け、人材の育成、後継者の育成に取り組んでいるところであります。

また、平成29年度から実施しております高校生の通学支援金支給条例に基づく支援金支給制度も、豊かな人材の育成とあわせて、将来村の産業を支える担い手への支援策と考えております。

商工業等の後継者を直接支援する仕組みは行ってはおりませんが、商工業者に対する支援としまして村商工会への補助金、あるいは村内に事業所を有する従業員などへの福利厚生

増進を図るとともに、事業所の発展に寄与するために組織しております鮫川村勤労者互助会にも補助金を交付しております。これらの補助金は、村内商工業の発展、後継者の育成にも私は寄与しているものと考えております。

また、商工会におきましては、今年度平成30年度におきまして独自に経営環境対策の一環として、経営上必要なる資格取得にかかわる受検料や、技術講習会の参加経費について商工会が単独で実施するというを伺っております。大変この取り組みはすばらしく、まさに後継者の育成に直接寄与するものであり、すばらしい発想であると感じております。

本村における各分野での後継者不足の問題は一朝一夕に解決できる問題ではなく、その根幹は根深いものがあると考えております。今後、さまざまな角度から検証していかなくてはならない問題と考えております。

次に、奨学金の償還免除を商工業後継者にも拡大すべきであるのご意見であります、本村の商工業者の育成につきましては大変心配させておりますところではありますが、奨学金にも限りがある中、本村の基幹産業である農業、そして私は申しわけないですけども、農業は大変生産性の低い産業であるということで、皆さん方をお願いをしているところであります。

そしてもう一つは、なくてはならない医療、そして福祉の分野に特化して特例を設けさせていただいたものであります。今、議員もご承知であります、大学はもしかするとほとんどの大学が定員割れしております。それほど向学心がなくても入れますよね。ただ、卒業と同時に、いろいろな資格を取得する場合、医者とか保健師とか社会福祉士、こういったある程度の皆さんが認める努力をしなくては取得できない、そういった資格をとった場合にはということ、一昨年皆さんの同意を得まして返還の猶予や免除はさせていただきました。これはもちろん、特例中の特例であると私は認識しております。

この限りある基金の中での免除制度の拡大は、村の奨学金制度の崩壊にもつながりかねないと考えますので、現行のまま奨学金制度を続けていきたいと考えておりますが、ただ、心配なのは今後二、三年の急激な人口の減少であります。こういったときに、この基金あるいは村の財政の維持だけで後継者の育成をほうっておいていいのかなという思いは十分今感じられます。こういったことで、もう少し検討させていただくということをお話を申し上げ、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、一年間ぐらいしっかり検討させて、資金の、何ていうんですか、基金と申しますか、資金の、資金先の見通しですね、こういったのを枯渇させないで継続するにはどうしたらいい

いかというのをみんなで検討しながら、再度提案させていただきたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

以上で8番、関根議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長の答弁を求める必要はないですか。

〔「あります」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の2番目のご質問の奨学資金制度についてお答えいたします。

鮫川村奨学基金は、昭和42年、故鈴木春栄画伯の寄附金をもとに創設され、昭和43年から学生、生徒に奨学資金の貸与を開始し、現在に至っております。

この間、29名の方々から寄附金のお申し込みをいただき、総額で1,886万5,000円となり、教育に対するご理解をいただいておりますことに大変感謝申し上げますとともに、この基金のこれまでの運用状況を累積額で申し上げますと、平成30年3月末日現在で収入の部において償還金額が1億5,607万1,652円、一般会計繰入金額6,569万2,753円、寄附金が先ほども申し上げましたが1,886万5,000円、利子収入が125万1,082円、合計で2億4,188万487円となっております。

次に、支出の部ですが、貸与金が総額で2億5,517万1,000円です。奨学金制度を活用いただき、優秀な人材を輩出しているところであります。

また、平成30年4月1日現在貸し付け状況ですが、貸付者が44名で総額7,751万円、償還済額が2,582万9,000円であり、未償還額は5,168万1,000円となっております。

さて、ご質問ありました奨学金の返還免除の対象者範囲を商工業者へ広げるべきとの趣旨ではありますが、従来の農林業後継者に加え、医師、保健師、看護師、管理栄養士、社会福祉士の資格を取得し、卒業後に村に居住し村に就業した方において、平成27年3月定例議会において議会議員の皆様の承認を得て、返還猶予及び返還免除の特例対象を改正したところがあります。この条例改正から平成31年3月にて4年が経過し、村内就業者の意思のある奨学生が卒業し、償還猶予の対象者があらわれ始める時期を迎えることとなります。

償還減免奨学金制度は財政負担が発生することになりますので、償還猶予者と、今後奨学生の数の推移に主眼を置きながら、何を原資にして安定的または継続的に実施するか十分議

論を重ねて検討していきたいと思っています。

ただ、現在の奨学資金制度に、村の商工業者や従事者の地元定着推進を目的とした資格要件を加えることについては、商工業後継者の育成に寄与する商工会の助成事業に事例があるようでございますので、そういうものを踏まえてどのような制度設計すべきか、多方面からの調査を後継者、従事者の育成の観点から全村的な取り組みにより調整対応が必要でないかとそのように考えております。

以上で8番、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 奨学金の特例、そもそも奨学金、今教育長のほうから詳細ありましたとおり、村内の善意ある皆様方から約2,000万近い寄附金を原資としてこの制度が立ち上がって、多くの方々がその奨学金の貸与をされて立派な社会人になっていく、村内の子供たちが育ってきているわけであります。

まず、奨学金の貸与といいますか、貸し出しする申請者とする、基本的には就学のための資金といいますか、あと入学金から月々のアパートとかさまざまなお金がいっぱい出ていくわけでありますが、そういった経済的に困窮している方につきまして、村独自の担い手育成の一つだということで、奨学金を貸与すると。そして、社会人になったときには、今度は自ら計画を持って、幾らずつ返していくのかという組み立て方もその借りた本人が立てて、無理のない償還計画を立てるということでございます。

ですから、基本的には借りたお金を返すという教育が必要であるし、若干滞納された方もおりますが、ほぼの方が返しているということで、借りたお金は返すと。ただ、その中で本村の場合には、担い手育成の一つとして本当に農業が衰退しているということで、そういった形で学生就学の資金に困窮している方には条件をつけて村に戻るのであれば、10年間以上就農していただければ返還免除しますよという特例を今回、さきに村長に就任したときにこれを創設したということで、それが今度は医療問題、医療従事者、特にまた介護、先ほど一般の同僚議員からも介護従事者がいないんだよと、本当に大変ですという話もあったとおり、そういった方々の枠を広げましょうということできました。それで、私が今回一般質問をする、同僚議員も過去にはしております。私もこの件については何回かした記憶がございます。

総合的な産業ということは、やはり今、農商工連携ということで、農業は大事、商工業も当然大事、あと本村から他町村に勤めている方も当然村の担い手ですから、そういった方々も本村に住み続ける若者、そしてまたそこで生活を組み立てる意思のある方々は、まさしく

担い手だと思います。

そこで特化した一つの産業、一つの業種に絞り込むのではなくて、そういった担い手が本村にいてずっと暮らしたいと。しかしながら、自分の希望が生活が大変苦しいと。困窮しているがために、奨学金を借りざるを得ないという方々が、ここに戻るといった場合の担い手育成策としてひとつ、村長も教育長も検討されるということですので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、そういった枠を広げながら本当に大変だと。しかしながら村のために汗を流すという、そういった担い手を育てるためにも、この枠の条例の改正は必要なのではないかなということで、今回の再三の一般質問であります、まさに今後検討していただいて、そしてまたその方々が村に定着できるような手だてをご期待したいと思います。

続きまして、第3点目であります、最後の質問に移ります。

小規模災害箇所への村の対応策についてであります。

台風や豪雨による河川敷や農地等の災害が毎年発生し、各行政区長や受益者から災害状況の報告があり、担当課は毎回その現場を確認されていると思われま。その災害地は、規模や災害箇所に応じて災害指定要件や補助要件が変わるとされております。要するに、その補助要件に満たさない場合もあるということでもあります。

村内の村道筋や河川敷、農地の崩落など、小規模の災害地は規模が小さいので補助が受けられないとしてそのままにされている現場が村内には多数見受けられます。

それらの被害がこれからまた拡大しないために、これらの箇所の、今ある箇所の現状、それと今後の対応策につきまして、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の小規模災害箇所への対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

災害復旧工事でございますが、公共の土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するよう国が負担を定めて、速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。農林水産業施設の災害復旧事業に要する使用につき国が補助を行い、もって農林水産業費の維持を図り、あわせて経営の安定に寄与することを目的とする。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の規定により、今申し上げました復旧工事が行われているわけであります。

なお、農地債には個人負担があり、測量費の2分の1及び工事費に対する補助残の2分の1の負担があります。対象とならない工事については、1つ目に事業費の限度額であります。公共土木債60万未満、農地債の場合には40万未満のもの。2つ目には経済効果の低いものになっており、ほとんどの場合このどちらかの要件で不採択となっております。2つ目の要件とは、道路債は路肩が崩落したが車道に影響がなく、交通の妨げとならない場合。河川債は背後地に影響がない場合。宅地や農地等に影響がない場合。あるいは農地債は記載範囲の耕作に影響する面積に対する費用対効果、費用対効果も見らるんですね、農地債の場合には。費用対効果となるため、作付作物にもよりますが、ほとんど畑の場合には費用対効果を検証されますと災害の復旧の要件の案件は満たされず不採択となっているのが現状であります。

議員おただしの小規模災害箇所状況と今後の対策でございますが、公共土木施設については、毎年維持補修工事費を計上し、配当された予算の範囲内で優先順位をつけて補修を行っているところであります。今年度の維持補修工事費は予算額で500万しか来ないのね。500万です。現在把握している箇所が、維持工事費合わせまして37カ所あるんです。この37カ所に村では優先順位をつけて今改修しております。

次に、農地債ですが、災害復旧担当課では不採択となった箇所及び現況については、農地債の場合には数があるものですから、細かいのまで入れますと、把握はしていないそうです。農家の方々には、現地調査の際には今回の災害では対象にならないので、皆さん受益者で管理をお願いしますということで、そしてまた負担金も、例えばこれ採択になった場合には負担金もあるんですよというお話をさせて、現場現場では丁寧にお断りはしているということでもあります。自助努力の復旧お願いをしている、また状況が変わった場合には、今ほど議員がおただしのように災害はほうっておいて、これがどんどん大きくなって、二次災害や三次災害を起こさないのか、そういう場所についてはなお検討しているそうであります。

以上で関根議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 補助要件、そのような決まりの中で災害の指定を受けるか受けないかということであるということと、小規模50万、40万以下であれば満たさないのでもそのままになっているということでもあります。

集中的な豪雨、それとまた毎年夏から秋にかけて台風が接近するわけですけれども、そういった中で、大字の各行政区長さんは災害地の把握に努めます。どこ地区にどのくらいな被害が出たのかということをつぶさに調べて、村のほうに写真をつけて報告をするということ

を区長さんおやりになって、頭の下がる思いであります、そういったものが村の中に集約されて、そしてその災害の指定を受けられるかどうか現地を見るということだと思います、そのちょうどこの受益者がちょっとやって直せる範囲のものと、大型工事をしなければならないものはさまにある、ぎりぎりの災害箇所も結構多いんですね。ですから、それは素人考えだと何もいがかつと。50万ならば、5つ集めて発注して250万して出したらあがかつとという考えも、多くの村民からこういう感が出ております。当然、経費率は高くなると思えますけれども、そのかわり農地の場合には受益者の負担金もありますよというようなくらいまで話を伝わってれば、そういったいつになったら直してくれんだっぺないという区長様も頭を痛めているそうでもあります。

それとまた、そういった経過を区長会のおきに出るのか、区長が独自にこの課に来て話をするのか、場合によっては要望書が出ている場合もありますが、そういった経過を区長様にお伝えしているのかどうかということが疑問なんです。その辺はいかがでしょうか。その採択になったのかならないのか、またこれは我がで直してくんないとだめだよということを、区長さん知らされていないという区長さんもらっしゃいますが、その辺どうでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、災害の場合の対策ですが、普通災害とあるいは激甚災害のときはまた違うんですね、対応の仕方が。それで激甚災害の場合には、ちょっとぐらいまともて補助対象になったり、あるいはその補助のかさ上げがあつたりするんですけども、普通災の場合には今言ったとおり40万が限度で、40万以下の場合には自助努力ということでお願いしているということで、現場現場でお断りはしている、その細かい説明はしっかりとその受益者には話しているそうですが、区長さんまでは、その辺は担当課で、区長様には連絡しているのかな。地域整備のほうで。あなたはわからないの。前の課長も両方おります。ですから、2人で相談してその辺を、受益者で終わっているのか、区長さんまでいっているのかどうか、その辺お願いします。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

〔「いいよ、渡邊君かわって」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

〔農林商工課長併任農業委員会事務局長 渡邊 敬君 登壇〕

○農林商工課長併任農業委員会事務局長（渡邊 敬君） すみません、前任の地域整備課の問題でありますけれどもお答えを申し上げます。

今、災害について区長様にも採択の関係でお知らせをしているのかということですが、区長から連絡があって、担当者が現場に行って現場を確認して、その際にある程度の経費の積算をして、これだと先ほど言った農地でいえば40万に満たないというようなときには、そこの現場で、今回はこれはちょっと採択になりませんねというような話はその本人には伝えておるはずですが、その結果について区長さんには恐らくは説明をしていなかったのかなというふうに思います。

ですので今後は、こういうことで区長さんから連絡があったここの箇所については、今回は災害の復旧には該当しないということで説明をするようにということにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） もう一つ、説明不足、回答不足だったのが、被災地の5カ所集めれば200万になったと。30万でも150万になっぺというお話ですが、建設業者に渡すときに40万以上の箇所で3カ所ぐらい集めて入札するんですね。ですから、30万の被災地は該当には最初はしていないんですね。そういったことで、どうしても1カ所1カ所の査定になります。補助金のつき方もそうなんですね。30万の工事、5カ所あつから150万になつから、んじゃ災害に該当するんじゃないか、そういうことですが、それぞれの箇所、40万以上の箇所が5カ所集まって300万になったから入札だということでご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） それは手法が、やり方次第では小さい工事も合わせてできるということで解釈してよろしいんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

〔地域整備課長 鈴木守弘君 登壇〕

○地域整備課長（鈴木守弘君） 箇所をまとめるということなんですけれども、1カ所工事といますのは距離が150メートル以内という決まりがありまして、金額が30万のやつが150メートル以内に何カ所かあればそれは1カ所工事になりますが、それ以外はまとめることはできないことになっております。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 私が提案しているのは、その国とか補助金要因の縛りはそれでいいんですけれども、村独自にこれ以上災害をふやさないために補助金を自前でやっぺと。これは

西野地区では5カ所あつから、畑崩ちつから、例えば1カ所50万のが5カ所、250万、しかしながら2割はもらうよと。工事費の。そういった独自の精算ができないのかということ
を……。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今のお話ですが、激甚災害のときにはそれやるんですね。普通災害ですと、それほど箇所数も多くないんですね。ですから、今まではそういう工事はなかったです。補助金のつく範囲でしかやっていなかったと。関根議員は、今容易でない時期なんだから、何カ所か集めて村で単独の事業で、補助金なしの事業で工事してやったというお話ですが、こういったことも、その災害の箇所箇所ですらその都度そういった対応をして、今まではなかったです。今後はそういったことも念頭に置きながら、そして先ほどの区長様への連絡も今後はしていくということで、ご理解いただければと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） まめな村づくりということで、ぜひとも行政サービスの職員さん、本当に仕事がいっぱいあってなかなか連絡難しいと思うんですね。しかしながら、まめに連絡をとって、また月一度ある区長会であるならば、そういったことを常々区長さんとキャッチボールをしていただいてご報告をしていただくと。

それから、村長のほうからもそういった今後村独自の対応で、小規模災害の改修、これも視野に入れたいということでもありますので、ぜひ期待をしたいと思います。

さらには、何度か議会で取り上げております今回のふるさと創生の中の一つの13のプロジェクトの中に、環境公社というプロジェクトというのがありまして、それを後々立ち上げるということではありますが、そういった建設業者ではなかなか工事発注が小さくて難しい。しかしながら、地域整備課の嘱託員の皆さんの道路維持管理ではなかなか難しいという、その間に入ったそういった規模の災害の一時補修とか、そういったものは将来的にはやっぱり環境公社が村の公社そのものが小規模の補修工事とか、そういった道路の維持管理も含めて受けられる、そしてそのかわりスピードを持つというようなことで視野に入れて、例えば支障木の伐採、それからその他もろもろ含めて村の環境をいち早くスピードを持って守りましょうという、そういった環境公社の中にそういった道路の補修、農地の補修もスピードを持っていけるようなシステムができたらいいのかなと私は思いながらも、今回の一般質問を組み立てておりました。

村長に最後にそのことを一言だけいただいて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） これは関根議員の質問だったかな、そのときに村の計画はお話しております。こういったところで、恐らく平成32、33年ごろからそういった、今シルバーさんの働きが顕著なんですね。ですから、この人たちがまだ頑張れるうちはシルバーさん、シルバーさんと競争して仕事の奪い合いになるようなことなく、もうちょっとシルバーさん、もちろん今はシルバーさんが高齢化している、新しく入ってきた人が少なくなっているんですが、それはまた時代が解決して二、三年後にはまだわかりませんよね。そういったことで、環境公社の設立というのは平成36年を目安ということでお答えしました。こういったところで、そういった考え方でいろいろ振興公社、これの役割は多岐にわたると思います。こういったこともあわせてお答えしながら、皆さんで相談しながらこの振興公社の設立を考えていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 以上をもって、私の3点の質問を終わりたいと思います。

ご答弁、教育長、あと村長、ありがとうございます。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（星 一彌君） 1番、遠藤貴人君。

〔1番 遠藤貴人君 登壇〕

○1番（遠藤貴人君） 平成30年第4回鮫川村議会定例会におきまして、1点ご質問させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

これからの県立修明高校鮫川校についてでございます。昭和44年、1969年に全日制に変更、地域の高校教育に多大な恩恵をもたらしてきた修明高校鮫川校ですが、近年の少子化を受け、志願者が減少傾向にあります。経費削減、教育環境維持のため、公立高校は全国的に再編が進んでおり、入学者が3年連続で募集定員の半数を割った場合、統廃合の対象になる場合があります。鮫川校の入学者数も2年連続で募集定員の半数を割っていましたが、今年度は半数以上となり統廃合の対象を一時的に逃れました。しかし、同じ事象が近い将来必ず起こります。鮫川校は交通網の発達していない本村において、通学負担が少ないといった利点だけでなく、小規模校ならではの伸び伸びとした高校生活を送れる役割があります。

これからの鮫川校の存在意義や役割、数年後の未来を見据えた関係各所への働きかけなどがあれば伺わせていただきます。

○議長（星 一彌君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 1 番、遠藤貴人議員のご質問にお答えいたします。

本村の15歳未満の人口は、5年に一度行われる国勢調査にて平成12年が758人、平成17年が617人、平成22年が478人、直近の平成27年が434人と推移し、平成27年は平成12年の約46%に当たる351人が減少しており、小中学生以下の子供たちの減少が高校生の減少につながるることになります。

まず、今年度修明高校鮫川校の生徒数の現状を申し上げますと、1年生が26名、うち鮫中生が6名、2年生が17名、うち鮫中生が1名、3年生が22名で、うち鮫中生が5名、合計65名、うち鮫中生12名の生徒となっております。

福島県教育委員会が本年の5月に、今後10年間の県立高等学校改革の方向性を示す「県立高等学校改革基本計画」を策定いたしました。その中、過疎、中山間地域の学習機会の確保における改革基本計画において、従来の募集定員の2分の1以下の状態が3年間続いた場合、原則として募集停止とした基準が見直され、新たな分校は設置しない、また現在設置している分校においても存続について検討すると示されました。この新たな県の計画は、基本計画のために全体の方向性を示すものであって、個別の議論はまだ行っておりません。具体的な実施計画は、これからの策定になることであります。

さて、本村といたしましては、修明高校鮫川校は地域の核であり、地域に根差した学校存続のために、平成28年度から実施している修明高校の村外生徒通学支援金制度を広く発信、周知することで、村外からの生徒を多く呼び込むとともに、これからについては今まで以上にさまざまな機会を通じて、鮫川校の現状や鮫川校の村への貢献、役割などに理解を求めてまいります。

県立高校であるがゆえに、村が直接関与することはできませんが、大豆栽培を初めとする農業に関する特色ある村とのつながりや、魅力ある学校づくり、入学者の増加につながる取り組みの実績を県教育委員会等の関係機関に訴えていく一方、できる限りの支援を継続して行う考えであります。

課外活動においても一層の協力と支援を講じ、学校の存続に取り組んでいきたいと考えております。

以上申し上げ、1 番、遠藤議員のご質問のお答えといたします。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） 私の質問書のほうで、3年連続で募集定員の半数を割った場合ということで質問書のほうを書かせていただきましたが、今教育長の答弁のとおりですね、本年の5月から新たな計画が始まって、毎年、要するに見直していくよと、今までは3年見ていったけれども、もうこれからは毎年見直していくんだよということの恐らく基本計画だというふうに、今理解しました。

とすれば、さらに今まで以上に状況は逼迫していくわけでありまして、皆さん当然ご存じかというふうに思いますが、相馬農業高校の飯館校ですね、こちらがもちろん原子力災害の影響も多大に受けていることとは思っておりますが、やはり募集定員の減少ということで廃校といった判断をされました。そこで、遠藤村長が村立として存続できないかといったことを模索したわけですが、議会の承認も得られなかったということもありますし、さらに1億数千万の維持費がかかっていくといったことで、村立化の計画は頓挫したわけでございますけれども、こういった相馬農業高校の飯館校のこれまでのそのいきさつというのがですね、恐らく鮫川校のまさに近い将来の現実ではなかろうかというふうに私は認識をしております、先ほど村長答弁の中でも、埴厚生病院の医師不足のことにに関して、県立医大に要望活動に行ってきたんだよといったお話もありました。また、道路整備事業なんかは、やはり県へのもう要望ありきになっているのかなというふうに私は考えているんですけども。

では、県の教育委員会に要望といったところを教育長は、教育関係の要望ですね、そういったものをどのようにお考えか、まずお考えをお聞かせください。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 鮫川校の存続に関しましては、やはりご存じだと思いますけれども、鮫川高校生、今非常に和やかな雰囲気の中で授業をしております。そしてまた、私勤務を終えて帰るときにちょうど、あおぞらバスと乗りおりのところ出てきますけれども、非常に先生方と子供たちが和やかにそれぞれ見送ったり、見送られたりしている雰囲気で、本当に高校生ってこんなに素直なのかなということを時々見かけることがあります。学校が大きくなるとですね、極端な言い方すると、トップの子供たちだけ相手にする学校もございます。しかし、小さな学校がゆえに、職員と先生方と子供たちの関係が非常にいいものですから、それはそれで子供たちが希望して入学した学校ですので、私はこれも高校あっていいのではないかなと、こんなことを考えております。

以上です。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） 僕は、教育関係の要望活動ということに関して今ちょっとお答えいただけませんでしたけれども、私は教育関係の要望というものも、どんどん僕はしていいものだというふうに思っているんですね。道路関係だけ、それからその医師を含めた福祉関係、そういった要望というのは非常に回数も多いというか、非常に要望もしやすいかと思うんですけども、教育関係の要望というのもどんどん僕はしていいというふうに考えておまして、そもそも福島県内で昔で言う分校という形で残っているものが、飯舘校が廃校になりました。それから浪江高校の津島校、こちらも原発の影響で今現在は休校というふうになっております。今残っているものとしては、安積高校の分校が郡山市にあります。それから小野高校の、平田高校ですか、小野高校の分校が平田に……、それも停止になりましたか、そうですか、じゃあ、鮫川と郡山とだけですかね、今現在は。その2カ所ということであれば、県内、今80、40幾つですかね、市町村ある中で、そういった箇所というのが郡山と鮫川と自治体2つということになるのかなというふうに思います。

先ほど生徒数のお話もありましたけれども、やっぱり村外から通ってきている生徒のほうは今現在多いということだと思えるんですね。私、高校は白河に通っていましたが、白河に通っているときに、やっぱり下宿して高校に通っていたんです。ということは、逆の発想をすれば、白河とか郡山から、例えば鮫川に下宿をして、鮫川校に通うということもやはり可能でありますし、今後ますます、昔は落ちつきがないとか、協調性がないというふうなことで済まされていたものが、最近やはり医学が発達してきまして、発達障害だよといったようなこともありますので、そういった鮫川校の役割というものが、もう鮫川だけにとどまらず、県南地方に広く及んでいるのかなというふうに私は思っております。

ですから、そういった人数イコールというのではなくて、その役割と中身といったものを訴えていくというのにも必要かなというふうに思います。先ほど、県立なので村が直接関与はできないというお話がありましたけれども、ということは、もう廃校だよと決められてしまったら、もうこちらは何も言うことはできないわけでありまして、そうさせないためのプロセスしかかかわっていくことができない部分ですから、そういったものに、プロセスにかかわることしかできないのであれば、プロセスにかかわっていく、鮫川校の現状、今本当にこういう素直な高校生がいるのかなというような思いがあるといった教育長の答弁がありましたけれども、そういったことを県に訴えていくというのもひとつ、存続させる一つの方法なのかなというふうに私は考えております。

普通高校に、定時制でなくなってから、昭和44年にそうなったというふうに言いましたけれども、多分一番最初は恐らく昭和23年ぐらいに始まっていると思うんで、先日の鮫川校の入学式でもですね、創立70周年ですよといったお話が校長先生のほうからありましたけれども、70年の歴史が鮫川校にあるわけですし、やはり学校をつくるというのは、当時の先人は非常に大変なご苦労と、ご努力があったんだろうなというふうに私は思っております、やはり時代の流れ、渦に巻き込まれて、学校がなくなってしまうといったことももちろんそれはあり得ることなんですけれども、ただ、座して死を待つのではなくて、やはりそのご努力をいただいて学校をつくっていただいた先人に対するやはり礼儀としてですね、私たちは現代を預かっているそれぞれが鮫川村の責任世代だというふうに考えておりますので、やはりそういう、何度も申し上げますけれども、そのプロセスにかかわっていくというのが非常に先祖に対する礼儀なのかなというふうに私は考えておりますので、その要望をやはりもう一度、教育長のほうにお伺いさせていただきます。そういった要望を県のほうに、私はぜひしてほしいというふうに思っていますが、その考えをもう一度お聞かせください。

○議長（星 一彌君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 県教委に対する要望ということでございますけれども、昨年、私、高校のふたば未来高校ですね、あそこにかかわるいろいろの審議会等に出席しております、その中で、一方この審議会にかかわることになっていた教育長もおりまして、その方から絶えず情報をいただいております。そのことから言いますと、決して一方的に、県教委ではこうだからこうだということはいけません。地元と十分協議をしていただいて、納得のいく方法だと。実施できるところは実施しますよということだったというふうに聞いております。

そういうことから考えると、私自身、要望もちろんあらゆる機会にはまいります。教育委員会としての要望も県のほうに出してありますけれども、大体が、大半が義務系のほうの内容でございます。高校に関しては余りございません。管轄外ですので。

あるところから相談を受けましたときに、私申し上げたことは、やはりまちぐるみで、そしてその地域みんなで、商工業者も農業も行政も、みんなで地元の教育について考えましょうというようなことで進めてまいりました。本村で行われている村民こぞっての子供の教育を考える会も、そういうものが話題になればいいなとは思っておりますけれども、なかなか正直なところ盛り上がりませんので、とりあえず今年度7月に予定されておりますので、この教育問題については、皆さんで地域の将来のことをどうすればいいのかっていうことをぜひ

話し合いして、その盛り上がりをやはり村長さん初め、議長さんなりにも県のほうに働きかけていただくようにしていきたいと考えております。もちろん、義務関係は義務関係で要望は出しておきます。

○議長（星 一彌君） 1 番、遠藤君。

○1 番（遠藤貴人君） やはり数は少ないんですけども、こうして毎年毎年入学の応募をして、来てくれている生徒がいるというのは、やはりそれが現実ですし、廃校になってしまえば、やはり選択肢が減ってしまうということになりますので、選択肢が減ってかわりがあればいいんでしょうけれども、やはりそのかわりがないとなったときには、やはり 1 人ならず数十名ですね、の人たちにやはり大きな影響を及ぼしてしまうのかなというふうに私は考えます。

また、今の教育長の答弁で、いろいろなお話をその都度関係者としていますよというようなお話ありましたけれども、先ほど別な質問で、やはり人脈とか、そういったものを生かして話を前に進めていきましょうよというようなやりとりがありましたけれども、やはり私も本当にそこに尽きるなというふうに思うんですよね。やはりこれは人と人がやっていることですので、やはりそういった人脈とか、それからおつき合いといっても非常に大事ですので、教育長も今まで当然、教育界でいろんなご人脈をお持ちでしょうから、やはりそれをぜひ鮫川村に最大限生かしていただいて、よりよい方向に進んでいくようにご期待をさせていただきたいなというふうに思っております。

最後に、今までのこういった現状等々のことをお話しさせていただきましたけれども、そういったやりとりの中で、村長自身が鮫川校に対して、どういった思いがあるのか。先ほど、女子高生が介護の仕事をしたんだというような話があったということ、非常にこやかに話されておまして、まさにこういうのが私は村に必要だというふうなこともおっしゃっておいりましたので、そういったことも含めまして、その鮫川校の意義というものを最後に村長のほうにご答弁いただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁は求めておりませんが。

○1 番（遠藤貴人君） 承知しました。私のほうで、ちょっと質問書のほうにはあれしていただんですけども、今こちらのプリントを見たら、答弁を求める者のほうに記載がなかったもので、承知しました。

では、村長のほうの答弁はいただけないということですので、これで私の一般質問は終わりにさせていただきますというふうに思っております。どうもありがとうございました。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（星 一彌君） 9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 今般の6月定例議会、1点について村長に答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

交付金制度の創設について。

本村では、過疎化や住民の高齢化、農業の担い手の減少などにより地域集落の荒廃が進んでおり、対策が急務と考えられる。そこで、生活道、河川、排水路などの草刈りや清掃、宅地の未利用地の荒廃阻止、歴史的遺産や自然環境の保全整備作業に取り組んだ自治会、集落などの人員に対し、作業の延べ時間に応じて補助金を交付する「環境保全活動事業」などを創設することについて、村長の所信をお伺ひいたします。

○議長（星 一彌君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 9番、前田議員の交付金制度の創設の質問についてお答えを申し上げます。

現在、本村は中山間地域等直接支払金制度の活用により、生活道、集落道、河川、排水路等が管理され、また、主要道路である国道、県道及び村道筋についてはシルバー人材センターに委託し、草刈りや不法投棄廃棄物を回収し、さらに一斉清掃やクリーンアップ作戦など村民の皆様の協力、そして農家の皆様方には農産物の栽培により他町村に誇れる美しい里山景観が保たれているものと考えております。

議員おただしの少子高齢化に伴う後継者不足により、地域集落の共同作業の継続が困難な地区があることは以前からお聞きをしております。そのような状況の中で、地域集落に補助金を交付すれば継続できるかという問題もあると思われまますので、村としては交付金制度の創設ではなく、昨年の12月定例議会の一般質問にお答えをさせていただきましたが、村の人口ビジョン総合戦略の施策の一つとして、環境公社の設立による農村環境維持プロジェクト計画をうたっております。この計画は、担い手が高齢化した世帯の農地の管理等を通じ、村内の環境維持に努め、農地や山林の荒廃を防ぎながらうまく農村が環境維持を、農村環境を循環できるように推進する計画であります。平成36年度を目途に鮫川村環境公社設立を考え

ておりますので、これは先ほど関根政雄議員にもお話ししたとおりでありますので、ご理解とご協力をお願いするところであります。

以上で9番、前田議員の質問の答えとさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 自然保護や環境保持ですか、それらの事業等は住民がやるのか、また自治体がやるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今までですと、それぞれの地域の宝物という考え方がありましたから、地域で守っていただいていたんですね。村で、それぞれの村にはそういった地域の誇りとしている遺産がありますが、村で手入れしているのは農村公園、議員ご承知のとおり、真坂、あるいは墓地石、遠ヶ竜、そして江竜田、こういったところの公園整地は村で補助金を出して地域の人をお願いしておりますが、それぞれその地域の宝物であるそういった遺跡に対しては、申しわけない話ではありますが、中山間地域等の支払資金制度の中で活用いただいている、これが現実であります。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 村長がこれは地域でもって取り組んでもらうというような考えが強いようではありますが、本来ならば、これは自治体の仕事でありますよね。それで、自治体に住民からいろんな要望でもってそれらの対策を望んでおられますが、なかなか迅速にはできないと。思うような対策が進んでいないというのが現状であろうかと思えます。

そういった中で、やはりこれは地域に密着した住民にそれらの事業を依頼して、依頼するにしても、今村長が言われたように公社、32年以降に公社設立後に、それらに委託させるような構想でおりますが、なかなかこれからのその現状を見まして、将来のことを考えた場合にはそれらの対策もスムーズにいくかなというふうに考えられるのが現状であろうかと思えます。

そういった中で、先ほど申しましたように、住民に対して、その集落に対して、ある程度の補助金、支援策を講じてきめ細かな対策を講じられる地域住民にお任せすると。積極的にその人たちに活動してもらおうというのには、やはり中山間事業もこれは限られております。とにかく各集落、村長も巡回してわかると思えますが、うちの前まで田畑が荒れちゃって、住環境にはふさわしくない現況にあるというふうな状況がどんどんふえておるわけでございます。

そうした中で、住民もやはり自分の生活を守らなくちゃならない、それから前回、館山公園とか何かでもボランティア活動でもって維持されるような、今までも100年計画の森づくりを進めておるわけですが、それも今は補助金でもって依存されておりますが、行く行くはやはり住民がそれを維持していかなきゃならないということは、これは到底困難であろうかと思えます。そうした中で、地域の人たちも自分の住居、集落を維持するのはなかなか難しい、しかしながら村としてもきめ細かにやってもらうために、ある程度の支援策、最終的な条例化を望みますが、そういった支援策を講じるような施策を創設するということ、今の将来に向かった課題ではないかというふうに考えておるわけですが、

そうした中で、そのような支援策をぜひとも考えなければならないような状況に来ておるということ、村長も理解していただけるものと思いますが、村長としての最善策は、さっき言ったような公社設立によってそれに対応していくというような考えだけなのか。また、村長個人としての最善策があれば、それをお聞かせ願いたい。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この答弁書を見たときに、質問者に平成36年度まで待ってって言うのもいいのかな、そういう思いで担当課に相談をしました。

私は今農家の皆さんが元気あるのは、平成12年から始まったあの中山間地域等の直接支払制度、あの制度が当時1億2,000万事業がありました。そのときと違って今と違いましたね。今1億になりました。2,000万減りました。今は農地・水の、2,000万ほどやっている交付金の事業が合わせて1億2,000万になっていますけれども、多面的機能交付金です。多面的機能支払交付金が、これはちょっと少ないんですよ。3,000円ぐらいで。こういったのも皆さん、まで見つけて取り組んでいますから、何とか1億2,000万になっています。ですが、これで農村景観守れるかという、なかなか本当に厳しくなっています。農林課には、集落でもやはりなかなか20人からいる集落、5人の集落とありますね。20人の集落では維持できなくても、5人になると何とかまとまるんですね。ですから、今までやっていた20人でやっていたところを、じゃ5人でもできないのか、3つでも4つでも1町歩ぐらいまとまればいだろう、それでやるように指導しろということで気合いはかけているんですけども、なかなかJAの関係で直接その農家に訪れて、訪問して指導ということには進んでなくて、また30年度の中山間地も昨年と同じぐらいで数はふえていないです。

こういったときに、この提案されたときに、この環境保全活動でもう一回集落の皆さんが、自分の誇りと思える、例えば滑石に行きますと、あの辺の整地を中山間地じゃなくて村の補

助金、これは村が新たに創設して、あるいはその渡瀬でいくと救荒修祭記碑がありますね。あれも恐らく中山間で守っていると思うんですよね。こういったのを、村の財産を、村の誇りと思える、そういった地区をそれぞれの区長さんに、ただ、何カ所もやたらに選定するわけにはいかないですね。各地域それぞれ2カ所ぐらいずつ選んでもらって、こういった環境保全活動の条例をつくって、支援して、もう一回この集落の元気を、共同の意識を高めたらどうかと。

この中山間地の直接支払制度が、これは恒久的な、時限立法だったんです、最初ね。それが皆さんの活動の中で、恒久的な法律に変わりました。ですから、これはなくなることはないと思います。ですが、だんだん離れちゃう人がいるんですね。ですから消去法になってきます。こういったときに、鮫川はもう一回復活する、やっぱり地域の輪は大事なんだよという戒めにも、こういったのはいいんじゃないのかね。これはもう一度、じっくり区長会にでも出してみても、この環境保全活動の事業をどうだべな、村単独で、村の財源、例えばふるさと創生基金、そういった中の基金を一部使いまして、せいぜい年間二、三百万でやると思うのね。各集落30万だって210万。こういった収入にすると少しは飲む機会もふえるんじゃないのかね。せっかくのこの提案でありますから、これを実現化できるように努力してみます。これは区長会に最初は諮らせてもらって、区長会の了解をいただきに、それぞれの地域でどんなものがあるか出してもらって、その時点で皆さんと相談しながらこういった事業も取り組んで、もう一回元気出せたらいいなという思いでお答えさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） 答弁ありがとうございます。

実は先月ですか、議員の広報研修会、ビッグパレットであったんですが、そのときに議会だよりのクリニックということであって、南会津自治体の議会のクリニックの紙面を見たら、今私が言われた、村長がそのような答弁をされたような事業を創設してあります。それで、やはり会津の南会津ですか、鮫川村と大体同じような地形、それから人口減少の進んでいる自治体であろうかと思しますので、多分その中山間地直接支払制度ですか、そういうのも活用されておるはずですが、それでは対応し切れないためにそのような創設をされたというふうに認識しております。

ぜひともそのようなことで、前向きな答弁いただきましたので、一応私も質問内容がある程度消化できましたので、以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 一彌君） これで一般質問を終わります。

ここで15時15分まで休憩いたします。

（午後 3時05分）

○議長（星 一彌君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

◎報告第2号～報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第5、報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてまでの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第2号、第3号の2件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをお開きください。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度の鮫川村繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

繰越事業の詳細は、2ページの一覧表のとおりであります。

2款総務費、1項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業3,795万4,000円のほか、7事業合わせまして2億1,031万1,000円であります。

それぞれの事業の繰り越し理由につきましては、さきの議会で説明をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

平成30年度中に全事業が完了するよう、工程管理に万全を期するものであります。

次に、議案書の3ページから10ページをごらんいただきます。

報告第3号 白河地方土地開発公社の経営状況についてのご説明を申し上げます。

本報告は、鮫川村が出資している白河地方土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、説明書類を議会に提出するものであります。

平成30年度の事業計画及び29年度事業年度の事業報告及び決算報告書は、議案書に添付した資料のとおりであります。

以上で報告第2号及び報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号から報告第3号までの報告を終わります。

◎議案第52号～議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてから日程第7、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてまでの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第52号、53号の2議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の11ページから26ページをごらん願います。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、本年4月1日から施行されるため、専決により鮫川村税条例等の一部を改正させていただいたものであります。

改正の主なものとしては、個人住民税において、働き方の多様化への対応等の観点から、

基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し及び公的年金等控除の見直しを行うための改正、固定資産税においては、平成30年度の評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続するための改正、地方たばこ税では、村たばこ税の税率の三段階の引き上げ等の見直しを行うための改正、さらに税務手続の電子化では、法人住民税についてその申告書等を地方税関係手続用電子情報処理組織によって提出することを法人に義務づけるとともに、共通電子納税システムの導入及びeLTaxの安全かつ安定的な運用のための措置として、運営主体の地方税法上の位置づけを行うための改正、その他税負担軽減措置等の整理、合理化を行うなどの改正を行うものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日に専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第53号 専決処分の承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

議案書の27ページから30ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページから5ページをごらん願います。

補正前の予算額28億9,300万円に対しまして792万5,000円を増額し、補正後の予算総額を29億92万5,000円とするものであります。

本議案は、平成30年度の福島県地域創生総合支援事業に、本村の里山景観形成実践事業、担い手育成講習会等の事業計画が採択となったことに伴い、今年度の早い時期から里山景観を維持するための草刈り等の事業に着手するための予算、同じく観光力づくり支援事業も採択となったのに伴い、観光客動向調査業務を5月の春まつりで実施したスタンプラリーから実施するための専決処分で、平成30年度予算に増額補正させていただいたものであります。これも同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年4月13日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

以上で議案第52号、53号の2議案についての説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第53号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第54号～議案第55号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第8、議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第9、議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2議案につきましてご説明を申し上げます。

議案書の31ページをお開きください。

初めに、議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行を受け、放課後児童支援員の基礎資格等について一定の実務経験があり、かつ

市町村長が適当と認めた者に対象を拡大するとともに、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員としているところを教員免許の更新を受けていない場合を明確化し、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改正するものであります。

次に、議案書の32ページをお開きください。

議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成30年度の国民健康保険事業の所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。

お手元の議案用紙の最後のページ、鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料をあわせてごらんください。

平成30年度の国民健康保険税案分率の決定に当たりましては、県の標準保険料率を採用するとともに、保険者1人当たりの税負担を抑えるため、保険給付費支払準備基金から456万9,000円を繰り入れすることといたしました。この結果、医療給付費分で所得割が2.42%の引き上げとなりますが、均等割については2,442円、平等割が2,994円それぞれ引き下げとなり、軽減措置を受けない一般世帯の1世帯当たり負担額で7,273円の増額、1人当たりの負担額では4,099円の増額となります。

後期高齢者支援金分では、所得割が1.1%引き上げとなりますが、均等割では1,487円、平等割では1,625円がそれぞれ引き下げとなり、一般世帯で1人当たりでは937円、1人当たりの負担額では551円の増額となります。

介護給付金分では、所得割を0.65%引き上げ、均等割を3,237円、平等割で2,750円をそれぞれ引き下げ、一般世帯で1世帯当たりの負担額が6,050円、1人当たりの負担額では3,934円がそれぞれ減額となります。

これらの条例改正につきましては、5月23日に開催いたしました第1回鮫川村国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、同日付でこの条例改正案は適当である旨の答申を得ているところであります。

以上で議案第54号、55号の2件の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第56号～議案第59号の上程、説明

○議長（星 一彌君） 日程第10、議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）

から日程第13、議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第56号から議案第59号までの4議案につきましての提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書の34ページから37ページ、歳入歳出補正予算書事項別明細書の6ページをお開き願います。

事項別明細書でご説明を申し上げます。

補正前の予算額29億92万5,000円に対しまして、今回3,034万6,000円を増額し、補正後の予算総額を29億3,127万1,000円とするものであります。

歳入です。

事項別明細書の7ページをお開き願います。

主なものをご説明いたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の過疎地域等自立活性化推進交付金1,768万円の増額は、分譲住宅地整備に対する補助金であります。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節保険基盤安定負担金153万4,000円の減額は、国民健康保険税の軽減分に対する県負担金の減額であります。

同じく2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金55万円は、県単林道改良事業費の増額補正分です。

同じく3項委託金、2目1節土木費委託金44万8,000円は、国県道路の維持、補修、除草業務の増額であります。

16款1項寄附金、1目総務費寄附金、1節地域振興費寄附金149万9,000円は、ふるさとづくり寄附金について増額補正するものであります。

8ページです。

17款繰入金です。

2項基金繰入金、2目1節ふるさとづくり基金繰入金190万円は、特産品育成事業で、みそし機の更新費用に充てるための繰入金です。

同じく5目1節公有施設整備基金繰入金310万円は、青少年広場のり面補修事業及び西山体育館屋根の改修事業に充てるための繰入金です。

同じく7目1節教育施設整備基金繰入金420万円は、鮫川小学校、鮫川中学校それぞれの施設整備に充てるための繰入金であります。

19款諸収入、5項1目1節雑入759万円は、光ファイバケーブル支障移転工事に係る補償費で、国道289号線改良工事関下地内に伴うものであります。

村債です。

議案書の37ページ、第2表地方債補正もあわせてごらん願います。

議案書の37ページ、第2表です。

20款1項村債、1目1節辺地対策事業債330万円の減額は、村道江堀・那倉線、江堀・牧野線、舗装補修事業及び小型動力ポンプ積載車整備事業の起債申請額確定によるものであります。

同じく2目1節過疎対策事業債70万円の増額は、林道東前田整備事業及び過疎地域自立促進特別事業、高校生への通学支援事業の起債申請額の決定によるものであります。

同じく3目災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧事業債370万円の減額は、過年度公共土木施設災害復旧事業債の起債申請額の決定によるものであります。

次に、9ページを、次のページ9ページです。

同じく5目1節公営住宅建設事業債120万円は、地域有料賃貸住宅反田住宅整備事業の起債申請額決定による増額であります。

歳出です。

10ページをごらんください。

各款とも2節給料、3節職員手当等、4節共済費などは、職員の人事異動に伴うものであります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金150万円は、ふるさとづくり基金への積立金で、ふるさとづくり寄附金1件分を積み立てするものであります。

同じく6目企画費、8節報償費10万8,000円は、旧青生野小学校の廃校利用検討委員会委

員の出席報償であります。

同じく15節工事請負費599万3,000円の増額は、国道289号線改良工事の関下地内に伴う光ファイバケーブル支障移転工事で、光ファイバケーブルとテレビ組合のケーブル張りかえ工事のための増額分であります。

11ページをお開き願います。

同じく7目地方振興費、19節負担金、補助及び交付金30万6,000円の増額は、集会施設改修事業費補助金で、申請のあった1つの施設に対しまして、当初予算で不足する分についての増額補正するものであります。

12ページです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節備品購入費44万円は、さぎり荘に防犯カメラを設置するためのものです。

同じく28節繰出金のうち125万6,000円の減額は、国民健康保険特別会計事業勘定に対する繰出金の減額分であります。

14ページです。

6款農林水産業費です。1項農業費、2目農業総務費。

15ページです。

18節備品購入費238万円の増額は、手・まめ・館のみそこし機が老朽化したため、機械の更新に192万8,000円、手・まめ・館と屋外トイレの防犯のための監視カメラを設置するために45万2,000円を増額補正するものであります。

同じく3目農業振興費、8節報償費61万8,000円の増額は、大豆の生産と消費の推進のため、村内全戸に「達者味噌」を配布するための予算であります。

同じく2項林業費、1目林業総務費、25節積立金20万円は、館山公園整備推進基金への寄附金1件について同基金に積み立てするものであります。

同じく2目林業振興費、15節工事請負費110万円の増額は、県単林道事業の東前田線舗装工事について、当初事業費920万1,000円で計画したものについて今回増額して配分があり、1,030万1,000円とするものであります。

16ページです。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、17節公有財産購入費35万円及び22節補償、補填及び賠償金2万円の増額は、村道水口・大沢改良工事に伴う用地の購入費及び立木の補償費であります。

17ページをお開き願います。

同じく3項住宅費、3目定住対策費、15節工事請負費1,629万円は、見渡の宅地分譲地造成工事費であります。

9款1項消防費、1目非常備消防費、8節報償費28万7,000円及び9節旅費22万2,000円、12節役務費151万2,000円、19節負担金、補助及び交付金58万3000円は、平成30年度の民報金ばれん受賞記念事業に要する経費について増額補正をするものであります。

同じく3目水防費、13節委託料326万9,000円のうち防災行政無線受信装置設置業務285万7,000円は、当初15節工事請負費で計上していた予算について、依頼する仕事の内容から13節の委託料に予算の組み替えを行うものであります。

次に、防災行政無線受信装置システム更新事業68万円の増額は、PLUM法の導入に伴うJアラート自動起動機の改修工事費です。PLUMは、共同受信が巨大な地震が発生した際でも、精度よく震度が求められる新しい予測方法です。PLUM法って、そういう機械を導入したんですね。改修させていただきました。

18ページです。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、15節工事請負費430万4,000円は、小学校の防火シャッター修繕工事に108万3,000円、中学校の体育館の屋外トイレ改修工事に322万1,000円を増額補正するものであります。

19ページをお願いします。

同じく6項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費320万円は、青少年広場ののり面の補修工事139万円、西山体育館の屋根を一部ふきかえ工事の181万円を増額補正するものであります。

次に、議案第57号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書の38ページ、39ページ、事項別明細書は24ページをお開き願います。

補正前の予算額が4億3,497万3,000円に対しまして、今回52万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億3,445万1,000円とするものであります。

次に、25ページをお願いします。

歳入です。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は53万5,000円を減額補正します。

同じく 2 節後期高齢者支援分現年課税分は885円の減額です。

同じく 3 節介護納付金現年課税分も1,163円の減額であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は48万7,000円を減額補正します。

同じく 2 節後期高齢者支援金分現年課税分は23万6,000円の減額。

3 節介護納付金分現年課税分は1万6,000円の減額となります。

これらは、それぞれ当初予算に計上した国民健康保険税現年課税分について、賦課額が確定したことによる減額であります。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、2 節特別交付金51万3,000円の減額は、国保ヘルスアップ事業に対する交付額確定による減額であります。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節保険基盤安定繰入金204万6,000円の減額は、国民健康保険税軽減分の保険基盤安定繰入金の減額であります。

26ページです。

同じく 2 項基金繰入金、1 目保険給付費支払準備基金繰入金、1 節繰入金456万9,000円は、国保税軽減のため国保会計に基金が繰り入れするものであります。

歳出の補正です。

事項別明細書は28ページをお開きください。

予算第1号についてご説明を申し上げます。

議案書の40ページ、41ページ、事項別明細書は32ページをお開き願います。

予算額の増減はありません。

33ページをお開き願います。

33ページです。

歳出において、2 款施設費、1 項 1 目施設管理費、15 節工事請負費13万2,000円は、不使用であった水道施設、地下式の消火栓の撤去工事費を増額補正するもの……、この水道管布設したって、消火栓が布設したって言ったんですね、それを撤去するための増額補正させていただき、財源に予備費を充てるものであります。

次に、議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

議案書の42ページです。

事項別明細書は34ページをお開き願います。

補正前の予算額 1 億75万3,000円に対しまして、今回30万円を増額し、補正後の予算総額を 1 億105万3,000円とするものであります。

事項別明細書は35ページ、次のページをお開きください。

歳入において、一般会計からの運営費繰入金30万円を増額し、歳出において嘱託職員等の社会保険料を増額補正するものであります。

以上で議案第56号から59号までの 4 議案の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あすは両常任委員会の合同議案調査、8日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時52分）

第 4 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成30年第4回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年6月8日(金曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第57号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第 5 議案第58号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第 6 議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

質疑・討論・採決

日程第 7 陳情について

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

審査結果の報告・質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出について

趣旨説明・質疑・討論・採決

出席議員(9名)

1番	遠藤貴人君	2番	堀川照夫君
3番	北條利雄君	5番	関根英也君
7番	前田雅秀君	8番	関根政雄君
9番	前田武久君	10番	宗田雅之君
11番	星一彌君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	石井哲君
住民福祉課長	楠木重正君	農林商工 課兼任農業 委員局長	渡邊敬君
地域整備課長	鈴木守弘君	教育課長	斉藤利己君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第54号～議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第1、議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第2、議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号 鮫川村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号～議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）から日程第6、議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）までの4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号 平成30年度鮫川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成30年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第58号 平成30年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第59号 平成30年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第7、陳情についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託いたしました陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の審査結果について報告を願います。

産業厚生常任委員長、関根英也君。

○5番（関根英也君） 陳情審査結果を報告いたします。

事件名。陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された陳情については、6月7日午前10時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。臓器移植の普及によって薬剤や機械では困難であった臓器の機能回復が可能となり、多くの患者の命が救われている。平成22年7月臓器の移植に関する法律が改正され、本人の意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器を提供することが可能となった。同法の改正以後、脳死下での臓器提供者は年々増加しており、平成28年の臓器提供者数は64人となっている。

しかし、平成29年10月31日時点における臓器移植希望者数が、心臓で646人、肺で339人、肝臓で331人などと、心停止後のものを含めても臓器提供者数が必要数を大きく下回っており、その理由としてドナーや臓器提供施設数が少ないと指摘されていることから、臓器移植を国民にとって安全で身近なものと定着させるため、早急な対策が必要と考え採択すること

と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定しましたので、ご報告をいたします。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議します。

(午前10時09分)

○議長（星 一彌君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎日程の追加

○議長（星 一彌君） お諮りします。

ただいま発議第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出についてが、5番、関根英也議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、採決

○議長（星 一彌君） 追加日程第1、発議第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（星 一彌君） ただいまの議案は、さきの日程における陳情の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第2号 臓器移植の環境整備を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（星 一彌君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第4回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時18分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成30年6月8日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 北 條 利 雄

署 名 議 員 関 根 英 也